爱知県公報

発行/愛知県 編集/総務局総務部法務文書課 (毎週火・金曜日発行)

目 次

条 例

○あいち県民の日条例	第50号	(県民総務課)	3
○個人情報の保護に関する法律施行条例	第51号	(同)	4
○愛知県事務処理特例条例の一部を改正する条例	第52号	(市町村課)	8
○愛知県手数料条例の一部を改正する条例	第53号	(財政課)	13
○愛知県教育委員会教育長給与条例等の一部を改正する条例	第54号	(人事課)	42
○職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	第55号	(同)	42
○愛知県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条 例	第56号	(企業庁総務課)	78
○愛知県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条 例	第57号	(病院事業庁管理課)	80
○ヤードにおける盗難自動車の解体の防止に関する条例の一 部を改正する条例	第58号	(国際捜査課)	81

本号で公布された条例のあらまし

◇あいち県民の日条例(条例第50号)

- 1 前文を設け、この条例の趣旨を明らかにすることとした。
- 2 県民が、地域の自然、歴史、風土、文化、産業等についての理解と関心を深め、愛知への愛着及び県民としての誇りを持つ契機とするとともに、暮らし、教育、労働、経済、環境等が調和した輝く愛知の実現を期する日として、あいち県民の日を設けることとした。
- 3 あいち県民の日は、11月27日とすることとした。
- 4 県は、あいち県民の日に関する啓発を行うとともに、11月21日から同月27日までの期間において、あいち県民の日の趣旨にふさわしい事業を実施するものとすることとした。
- 5 県は、事業者及び市町村その他の団体に対し、あいち県民の日の趣旨にふさわしい事業その他の取組の 実施について協力を求めるものとすることとした。
- 6 11月21日から同月27日までの期間における公の施設の利用に係る使用料又は当該利用に係る料金で知事が定めるものについては、その全部又は一部を免除することができることとした。
- 7 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇個人情報の保護に関する法律施行条例(条例第51号)

- 1 個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、同法の規定の範囲内で従前の取扱いと同様となるよう 次の事項を定めることとした。
 - (1) 県の機関等(県の機関(議会を除く。)及び県の設立に係る地方独立行政法人をいう。以下同じ。)がする保有個人情報に係る開示決定等の期限について、開示請求があった日から原則として15日以内とす



令和4年12月23日 金曜日 愛知県公報 第366号

ること。

- (2) 開示請求手数料を0円とすること。
- (3) 県の機関等は、県の機関等があらかじめ定めた保有個人情報について、本人から口頭により閲覧の求めがあった場合に閲覧させることができること。
- (4) 愛知県個人情報保護審議会の組織及び運営に関し必要な事項
- 2 この条例は、令和5年4月1日から施行することとした。
- 3 愛知県個人情報保護条例(平成16年条例第66号)を廃止し、必要な経過措置を講ずるほか、次の条例について必要な規定の整備を行うこととした。
 - (1) 出頭人の費用弁償等に関する条例
 - (2) 愛知県情報公開条例
 - (3) 住民基本台帳法施行条例

◇愛知県事務処理特例条例の一部を改正する条例(条例第52号)

- 1 文化財保護法に基づき貝塚、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地における 土木工事等のための発掘に関する届出を受理する等の事務を岡崎市及び小牧市に移譲する等市等が処理す ることとする知事の権限に属する事務の追加等を行うこととした。
- 2 その他必要な規定の整備を行うこととした。
- 3 この条例は、令和5年4月1日から施行することとした。ただし、2については、公布の日又は同年3 月27日から施行することとした。

◇愛知県手数料条例の一部を改正する条例(条例第53号)

- 1 新たに行政機関等匿名加工情報提供手数料始め2手数料を徴収することとし、その額を定めることとした。
- 2 一般旅券査証欄増補手数料を廃止することとした。
- 3 その他必要な規定の整備を行うこととした。
- 4 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行することとした。ただし、2 については同年 3 月27日から、3 については公布の日又は同月27日から施行することとした。

◇愛知県教育委員会教育長給与条例等の一部を改正する条例(条例第54号)

- 1 県議会の議長、副議長及び議員、知事、副知事、教育長、地方公営企業管理者、病院事業管理者並びに常勤の監査委員の期末手当について、支給割合を100分の165に引き上げることとした。
- 2 この条例は、公布の日から施行し、令和4年6月1日から適用することとした。

◇職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(条例第55号)

- 1 給料表の給料月額を引き上げることとした。
- 2 一般の職員の勤勉手当について、支給割合を100分の100に引き上げることとした。
- 3 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、1については令和4年4月1日から、2については同年6月1日から適用することとした。

◇愛知県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例(条例第56号)

- 1 新たに審理手続に係る提出書類の写し等交付手数料及び行政機関等匿名加工情報提供手数料を徴収することとし、その額を定めることとした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、行政機関等匿名加工情報提供手数料に関する 部分については、令和5年4月1日から施行することとした。

◇愛知県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例(条例第57号)

- 1 新たに審理手続に係る提出書類の写し等交付手数料及び行政機関等匿名加工情報提供手数料を徴収することとし、その額を定めることとした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、行政機関等匿名加工情報提供手数料に関する部分については、令和5年4月1日から施行することとした。

◇ヤードにおける盗難自動車の解体の防止に関する条例の一部を改正する条例(条例第58号)

- 1 道路運送車両法の一部改正により自動車検査証が I Cカード化され、所有者の情報等が券面に記載されなくなることに伴い、自動車解体業者が自動車を引き取ろうとする場合における所有者についての確認の方法を改めることとした。
- 2 この条例は、令和5年1月1日から施行することとした。

条 例

あいち県民の日条例の制定をここに公布する。

◆在四年十二月11十11日

愛知県知事 大 村 秀 章

愛知県条例第五十号

あいち県民の日条例

迎えた。 本県は、千八百七十二年十一月二十七日に誕生してから、二千二十二年をもって百五十周年を

いくことは、これからの本県の発展にとって重要である。たちのたゆまぬ努力の賜物である。そうした先人たちの英知を受け継ぎ、次の世代へとつなげて本県が、我が国屈指の産業力を備えた大都市圏を形成するなど、大きく成長できたのも、先人

にこの条例を制定する。ねることで、県民がともに支え合い、希望と誇りを持つことができる愛知の実現を目指し、ここ振り返りつつ、愛知の魅力を再発見するとともに、次なる時代に向け新たな創造の基盤を積み重このため、県政百五十周年を契機にあいち県民の日を創設し、県民一人一人が、愛知の歩みを

(あいち県民の日)

- が調和した輝く愛知の実現を期する日として、あいち県民の日を設ける。の愛着及び県民としての誇りを持つ契機とするとともに、暮らし、教育、労働、経済、環境等第一条 県民が、地域の自然、歴史、風土、文化、産業等についての理解と関心を深め、愛知へ
- 2をいち県民の日は、十一月二十七日とする。

(県の事業等)

- までの期間において、あいち県民の日の趣旨にふさわしい事業を実施するものとする。第二条・県は、あいち県民の日に関する啓発を行うとともに、十一月二十一日から同月二十七日
- 他の取組の実施について協力を求めるものとする。2 県は、事業者及び市町村その他の団体に対し、あいち県民の日の趣旨にふさわしい事業その

(使用料等の免除)

る条例の規定にかかわらず、その全部又は一部を免除することができる。料金で、知事が定めるもの(以下「対象使用料等」という。)について、当該対象使用料等に係う。)は、前条第一項に規定する期間における公の施設の利用に係る使用料又は当該利用に係る成十一年法律第百十七号)第九条第四号に規定する公共施設等運営権者(以下「知事等」といする指定管理者若しくは民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平第三条 知事又は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項に規定

令和4年12月23日 金曜日 愛知県公報 第366号

表しなければならない。 2 知事等は、前項の規定による免除をしようとするときは、あらかじめ、当該免除の内容を公

至 三

この条例は、公布の日から施行する。

個人情報の保護に関する法律施行条例をここに公布する。

◆在四年十11月11十111日

愛知県知事 大 村 秀 章

愛知県条例第五十一号

個人情報の保護に関する法律施行条例

(國加)

め、愛知県個人情報保護審議会の組織及び運営等について必要な事項を定めるものとする。いう。)の規定に基づき、法第八十二条各項の決定の期限、口頭による保有個人情報の閲覧の求第一条 この条例は、個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号。以下「法」と

(定義)

方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人一 県の機関等 県の機関(議会を除く。以下同じ。)及び県の設立に係る地方独立行政法人(地第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

をいい。) をいう。

一保有個人情報 法第六十条第一項に規定する保有個人情報をいう。

(開示決定等の期限)

とあるのは「十五日」と、法第八十四条中「六十日」とあるのは「四十五日」とする。第三条 県の機関等がする法第八十二条各項の決定については、法第八十三条第一項中「三十日」

(開示請求に係る手数料の額及び写しの作成等に要する費用の負担)

- 第四条 法第八十九条第二項の条例で定める額は、零円とする。
- 負担しなければならない。として県の機関等の規則(県の機関等の規程を含む。以下同じ。)で定めるものに要する費用をて同項本文に規定する方法により開示を受ける者にあっては写しの交付及び送付に準ずるもの的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。)につい受ける者にあっては当該写しの作成及び送付に要する費用を、電磁的記録(電子的方式、磁気と、法第八十七条第一項の規定に基づき、文書又は図画について写しの交付の方法により開示を

(口頭による保有個人情報の閲覧の求め)

権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるものを除く。)のうち県の機関等があらか第五条 県の機関等は、保有個人情報(本人に閲覧させることによって、当該本人又は第三者の

じめ定めた保有個人情報について本人から口頭により閲覧の求めがあった場合においては、当 該保有個人情報を閲覧させることができる。

金曜日

- 2 前頃の規定による閲覧の求めをする者は、県の機関等の規則で定めるところにより、当該閲 覧の求めに除る保有個人情報の本人であることを示す書類を提示し、又は提出しなければなら 45°
- 3 前二頃の規定は、当該保有個人情報について法第七十六条第一頃の規定による開示の請求を することを抜げるものではない。

(審議会への諮問)

- 第六条 県の饑翼は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを 確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが持に必要であると認めるときは、愛知県 個人情報保護審議会に諮問することができる。
 - 」 この条例の攻廃の立案をしようとする場合
 - ご 法第六十六条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)の規定により講ずる措置 の基準を定め、変更し、又は廃止しようとする場合
 - 三、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年 **法律第二十七号)第二十八条第一項に規定する評価書に記載された同法第二条第九項に規定** する特定個人情報ファイルの取扱いについて、特定個人情報保護評価に関する規則(平成二 十六年特定個人情報保護委員会規則第一号)第七条第四項の規定により意見を聴く場合
 - 四 県の饑��における個人情報の取扱いに関する運用上の基準を定め、変更し、又は廃止しよ うとする場合

(愛知県個人情報保護審議会)

- 第七条 愛知県個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)は、法第百五条第三項において読 み替えて準用する同条第一頃の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議するほか、前 条の規定による諮問に応じ個人情報の適正な取扱いに関する事項について調査審議する。
- 2番議会は、委員七人以内で組織する。
- る 委員は、学識経験のある者のうちから知事が任命する。
- **4 委員の任期は、二年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任** 者の残任期間とする。
- ら 委員は、再任されることができる。
- 多奏員は、職務上印ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とす ω_{\circ}

(審議会の調査審議の手続)

第八条 審議会は、法第百五条第三項において読み替えて準用する同条第一項の規定による諮問 に応じ審査請求について調査審議を行うため必要があると認めるときは、諮問庁(同項の規定 その提示された保有個人情報の開示を求めることができない。係る保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審議会に対し、により審議会に諮問をした県の機関等をいう。以下この条において同じ。) に対し、審査請求に

- 2 諮問庁は、審議会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
- 又は整理した資料を作成し、審議会に提出するよう求めることができる。審査請求に係る保有個人情報に含まれている情報の内容を審議会の指定する方法により分類し、3 審議会は、第一項に規定する調査審議を行うため必要があると認めるときは、諮問庁に対し、
- (規則への委任) 4 審議会の行う第一項に規定する調査審議の手続は、公開しない。
- (法の施行の状況の公表) 第九条 前二条に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。
- 第十条 知事は、県の機関等に対し、法の施行の状況について報告を求めることができる。
- (罰則) (罰則) 、知事は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表しなければならない。
- 下の罰金に処する。第十一条第七条第六項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以

温

(裾行型口)

- この条例は、令和五年四月一日から施行する。
 - (愛知県個人情報保護条例の廃止)
- 廃止する。2 愛知県個人情報保護条例(平成十六年愛知県条例第六十六号。以下「旧条例」という。)は、

(旧条例の廃止に伴う経過措置)

- という。)以後も、なお従前の例による。又は不当な目的に使用してはならない義務については、この条例の施行の日(以下「施行日」条第二号に規定する個人情報(以下「旧個人情報」という。)の内容をみだりに他人に知らせ、用する場合を含む。)の規定によるその職務又は事務若しくは業務に関して知り得た旧条例第二3 次に掲げる者に係る旧条例第十一条又は第十二条第三項(旧条例第十二条第四項において準
 - いう。)の職員である者又は施行日前において旧実施機関の職員であった者」この条例の施行の際現に旧条例第二条第一号に規定する実施機関(以下「旧実施機関」と
 - 者 | 施行日前において旧実施機関から委託を受けた旧個人情報を取り扱う事務に従事していた
 - 条の二第三項に規定する指定管理者に行わせていた公の施設の管理の業務に従事していた者三一施行日前において旧実施機関が地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四

- 立国際教育学校等の管理の業務に従事していた者条の三第一項に規定する指定公立国際教育学校等管理法人に行わせていた同項に規定する公四 施行日前において旧実施機関が国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第百七号)第十二
- 及び利用停止については、なお従前の例による。は第二項の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正4 施行日前に旧条例第十五条、第二十九条第一項若しくは第二項又は第三十七条第一項若しく
- きは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。したもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を施行日以後に提供したとために特定の旧保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成(以下「旧保有個人情報」という。)を含む情報の集合物であって一定の事務の目的を達成するしていた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第二条第五号に規定する保有個人情報ら、附則第三項各号に掲げる者が、正当な理由がないのに、施行日前において旧実施機関が保有ら、附則第三項各号に掲げる者が、正当な理由がないのに、施行日前において旧実施機関が保有
- 的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。機関が保有していた旧保有個人情報を施行日以後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目ら 附則第三項各号に掲げる者が、その事務又は業務に関して知り得た施行日前において旧実施
- 審議会の委員に任命されたものとみなし、その任期は、同条第四項の規定にかかわらず、旧審審議会(以下「旧審議会」という。)の委員である者は、施行日に、第七条第三項の規定により7 この条例の施行の際現に旧条例第四十五条第一項の規定により置かれた愛知県個人情報保護
- において、当該諮問に係る調査審議の手続は旧条例の規定の例によるものとし、当該諮問につ行の際当該諮問に対する答申がされていないものは、審議会にされた諮問とみなす。この場合8 施行日前に旧条例第四十三条の二第一項の規定により旧審議会にされた諮問でこの条例の施
- あった者に係る旧条例第四十五条第六項の規定による職務上知ることができた秘密を漏らしてり この条例の施行の際現に旧審議会の委員である者又は施行日前において旧審議会の委員で

いて旧審議会がした調査審議の手続は審議会がした調査審議の手続とみなす。

- 規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則三年法律第三十七号)附則第十条第一項に規定する行為を除く。)並びに附則第四項及び前項の2 施行日前にした行為(デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和はならない義務については、施行日以後も、なお従前の例による。
 - の適用については、なお従前の例による。
 - (出頭人の費用弁償等に関する条例の一部改正)

議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

- 正する。
 出頭人の費用弁償等に関する条例(昭和二十八年愛知県条例第四号)の一部を次のように改
 - 第一条中第二十号を削り、第十九号を第二十号とし、第十八号を第十九号とし、第十七号を

第十八号とし、第十六号の次に次の一号を加える。

ナ七(個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)第百六条第二項の規定に より読み替えて適用する行政不暇審査法(平成二十六年法律第六十八号)第八十一条第三 頃において準用する同法第七十四条の規定により個人情報の保護に関する法律施行条例 (令和四年愛知県条例第五十一号)第七条第一項に規定する愛知県個人情報保護審議会が

適当と認めて出頭を求めた者

(愛知県情報公開条例の一部改正)

2 愛知県情報公開条例(平成十二年愛知県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

第七条第二号の次に次の一号を加える。

三の二 個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)第六十条第三項に規定 する行政機関等匿名加工情報(同条第四項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを 構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。) 又は行政 饑関等匿名加工情報の作成に用いた同条第一項に規定する保有個人情報から削除した同法

第二条第一項第一号に規定する記述等若しくは同条第二項に規定する個人識別符号

第九条中「第七条第一号」の下に「及び第二号の二」を加える。

第十八条第一号中「法令」の下に「(個人情報の保護に関する法律を除く。以下この条におい て同じ。)」を加え、「(愛知県個人情報保護条例(平成十六年愛知県条例第六十六号)を练く。

以下同じ。) 一を削る。

(住民基本台帳法施行条例の一部改正)

は 住民基本台帳法施行条例(平成十四年愛知県条例第一号)の一部を次のように改正する。 第四条中「愛知県個人情報保護条例(平成十六年愛知県条例第六十六号)第四十五条第一項「 を「個人情報の保護に関する法律施行条例(令和四年愛知県条例第五十一号)第七条第一項「

に改める。

愛知県事務処理特例条例の一部を改正する条例をここに公布する。 ◆在日年十二月二十三二

愛知県知事 大 村 秀 章

愛知県条例第五十二号

愛知県事務処理特例条例の一部を改正する条例

愛知県事務処理特例条例(平成十一年愛知県条例第五十五号)の一部を次のように改正する。

別表第二の三の項中「名古屋市、」を削る。

別表第三の一の項中「平成元年外務省令第十一号」を「令和四年外務省令第十号」に改め、同 項(四)中「人違いでない」を「本人である」に、「これを」を「これらを」に、「第二条第三項」 を「第五条第四項」に改め、同項(七)を削り、同項(六)中「第八条第二項」を「第八条第三 中「及び第十二条第三項」を削り、同項中(五)を(六)とし、(四)の次に次のように加える。項」に、「第七条第三項」を「第十一条第三項」に改め、同項(六)を同項(七)とし、同項(五)

(五) 法第三条第五項の規定により現有旅券を確認すること。

ること。(十六) 省令第十四条第一項ただし書の規定により旅券面への署名を求め

別表第三の一の項(十三)の次に次のように加える。

合を含む。)の規定により書類の提示又は提出を求めること。(十四) 省令第七条第五項後段(省令第十七条第四項において準用する場

別表第三の一の頃に次のように加える。

- と。(十九) 省令第十七条第二項の規定により書類の提示又は提出を求めるこ
- と。(二十) 省令第十八条第五項の規定により書類の提示又は提出を求めるこ

同表の七の頃とし、同表の四の頃を同表の五の頃とし、同頃の次に次の一頃を加える。中(七)及び(八)を削り、「名古屋市」の下に「及び四の頃の下欄に掲げる市」を加え、同頃を別表第三中九の頃を十一の頃とし、六の頃から八の頃までを二項ずつ繰り下げ、同表の五の頃

次に掲げるもの大 女化財保護法(以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、

く。) 古屋市を除 各市町村(名

- は文化庁長官に提出される書類及び物件を受け付けること。(一) 法第百八十八条第一項の規定により知事を経由して文部科学大臣又
- は文化庁長官が告知する処分に係る通知書を交付すること(二) 法第百八十八条第三項の規定により知事を経由して文部科学大臣又

別表第三の三の項の次に次の一項を加える。

次に掲げるもの四 文化財保護法(以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、

牧市 岡崎市及び小

- より土木工事等のための発掘に関する届出を受理すること。(一) 法第九十三条第一項において準用する法第九十二条第一項の規定に
- 要な事項を指示すること。(二) 法第九十三条第二項の規定により土木工事等のための発掘に関し必
- ること。(三) 法第九十六条第一項の規定により遺跡の発見に関する届出を受理す
- 命ずること。(四) 法第九十六条第二項及び第七項の規定により行為の停止又は禁止を
- 長すること。(五) 法第九十六条第五項及び第七項の規定により同条第二項の期間を延
- と。(六) 法第九十六条第八項の規定により遺跡の保護上必要な指示をするこ

次に次のように加える。 別表第五の二の項中(八)を(十)とし、(五)から(七)までを二号ずつ繰り下げ、(四)の

- ること。(五) 法第五十九条第七項の規定により参考となるべき情報の提供を求め
- すること。(六) 法第五十九条第九項の規定により同条第五項の命令をした旨を公表

め、同項(一)中「法人」を「社会福祉法人」に改め、同項中(三十一)を(四十八)とし、(三律第四十八号)」を加え、「(以下この項において「法人」という。)」を「又は一般社団法人」に改の項中「法」という。)」の下に「、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法別表第五中十二の項を十三の項とし、五の項から十一の項までを一項ずつ繰り下げ、同表の四

- 十)を(四十七)とし、(二十九)を(三十)とし、(三十)の次に次のように加える。
 - ること。(三十一) 法第百二十五条の規定により社会福祉連携推進法人の認定をす
 - 通知し、及び公示すること。(三十二) 法第百二十九条の規定により社会福祉連携推進認定をした旨を
 - 款の変更の認可をすること。(三十三) 法第百三十九条第一項の規定により社会福祉連携推進法人の定
 - 款の変更の届出を受理すること。(三十四) 法第百三十九条第三項の規定により社会福祉連携推進法人の定
 - 携推進方針の変更の認定をすること。(三十五) 法第百四十条の規定により社会福祉連携推進法人の社会福祉連
 - より社会福祉連携推進法人の解散の届出を受理すること。(三十六) 法第百四十一条において準用する法第四十六条第三項の規定に
 - り社会福祉連携推進法人の清算の結了の届出を受理すること。(三十七) 法第百四十一条において準用する法第四十七条の五の規定によ
 - すること。(三十八) 法第百四十二条の規定により代表理事の選定及び解職の認可を
 - こと。項の規定により一時役員又は代表理事の職務を行うべき者を選任する(三十九) 法第百四十三条第一項において準用する法第四十五条の六第二
 - (四十) 法第百四十三条第二項の規定により読み替えて適用する一般社団

ること。法人及び一般財団法人に関する法律第百条の規定により報告を受理す

- は役員の解職を勧告すること。より社会福祉連携推進法人の業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又(四十一) 法第百四十四条において準用する法第五十六条第七項の規定に
- 五条の三十四第二項に規定する財産目録等の届出を受理すること。する計算書類等及び法第百三十八条第一項において準用する法第四十般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百二十九条第一項に規定(四十二) 法第百四十四条において準用する法第五十九条の規定により一
- 進認定を取り消すこと。(四十三) 法第百四十五条第一項及び第二項の規定により社会福祉連携推
- り消した旨を公示すること。(四十四) 法第百四十五条第三項の規定により社会福祉連携推進認定を取
- 条第六項の規定により名称の変更の登記を嘱託すること。財団法人の認定等に関する法律(平成十八年法律第四十九号)第二十九(四十五) 法第百四十五条第五項において準用する公益社団法人及び公益
- 財産残額等を通知すること。(四十六) 法第百四十六条第四項の規定により社会福祉連携推進目的取得

別表第五の四の頃(二十八)中「の規定」を「(法第百四十四条において準用する場合を含む。) の規定」に改め、同項(ニナ八)を同項(ニナ九)とし、同項(ニナ七)中「の規定」を「(法第 百四十四条において準用する場合を含む。)の規定」に改め、同項(二十七)を同項(二十八)と し、同頃(二十六)中「法人」を「社会福祉法人」に改め、同頃(二十六)を同頃(二十七)と し、同項(二十五)中「法人」を「社会福祉法人」に改め、同項(二十五)を同項(二十六)と し、同項(二十四)中「法人」を「社会福祉法人」に改め、同項(二十四)を同項(二十五)と し、同頃(二十三)中「の規定」を「〈法第百四十四条において準用する場合を含む。)の規定」 に改め、同項(二十三)を同項(二十四)とし、同項(二十二)中「の規定」を「(法第百四十四 条において準用する場合を含む。)の規定」に改め、同項(二十二)を同項(二十三)とし、同項 (二十一)中「の規定」を「(法第百四十四条において準用する場合を含む。)の規定」に改め、 同項(二十一)を同項(二十二)とし、同項(二十)中「の規定」を「(法第百四十四条において 準用する場合を含む。)の規定」に改め、同項(二十)を同項(二十一)とし、同項(十九)中「法 人」を「社会福祉法人」に改め、同項(十九)を同項(二十)とし、同項(十八)中「法人」を 「社会福祉法人」に改め、同項中(十八)を(十九)とし、(十七)を(十八)とし、(十六)を (十七)とし、同項(十五)中「法人」を「社会福祉法人」に改め、同項(十五)を同項(十六) とし、同項(十四)中「法人」を「社会福祉法人」に改め、同項(十四)を同項(十五)とし、 同項(十三)中「法人」を「社会福祉法人」に改め、同項(十三)を同項(十四)とし、同項(十 二)中「法人」を「社会福祉法人」に改め、同項(十二)を同項(十三)とし、同項(十一)中 「法人」を「社会福祉法人」に改め、同項(十一)を同項(十二)とし、同項(十)中「の規定」 を「(法第百四十一条において準用する場合を含む。)の規定」に改め、同項(十)を同項(十一)

とし、同項(九)中「の規定」を「(法第百四十一条において準用する場合を含む。)の規定」に 改め、同項(九)を同項(十)とし、同項(八)中「法人」を「社会福祉法人」に改め、同項(八) を同項(九)とし、同項(七)中「法人」を「社会福祉法人」に改め、同項(七)を同項(八) とし、同項(六)中「法人」を「社会福祉法人」に改め、同項(六)を同項(七)とし、同項(五) 中「法人」を「社会福祉法人」に改め、同項中(五)を(六)とし、(四)の次に次のように加え ω_{\circ}

(五) 法第四十五条の十七第三項において準用する法第四十五条の六第二 頃の規定により理事長の職務を行うべき者を選任すること。

別表第五中四の頃を五の頃とし、三の頃を四の頃とし、二の頃の次に次の一頃を加える。

三、児童福祉法(以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、 次に掲げるもの

大府市

- (一) 法第二十一条の五の十五第一項及び第二項の規定により法第二十一 条の五の三第一項の指定をすること。
- (二) 法第二十一条の五の十六第一項の規定により法第二十一条の五の三 第一項の指定の更新をすること。
- (三) 法第二十一条の五の十七第一項ただし書の規定により別段の申出を 受理すること。
- (四) 法第二十一条の五の十七第五項の規定により事業の廃止又は休止の 届出を受理すること。
- (五) 法第二十一条の五の二十第一項の規定により法第二十一条の五の三 第一項の指定の変更をすること。
- (六) 法第二十一条の五の二十第三項の規定により事業所の名称等の変更 又は事業の再開の届出を受理すること。
- (七) 法第二十一条の五の二十第四項の規定により事業の廃止又は休止の 届出を受理すること。
- (八) 法第二十一条の五の二十二第一項の規定により報告等を命じ、出頭 を求め、又は当該職員に関係者に対し質問させ、若しくは事業所等に立 ち入り、設備等を検査させること。
- (九) 法第二十一条の五の二十三第一項の規定により同項各号に定める措 置をとるべきことを勧告すること(指定障害児通所支援事業者に係るも のに限る。(十)から(十三)まで及び(十七)から(二十)までにお いて同じ。)。
- (十) 法第二十一条の五の二十三第二項の規定により勧告に従わなかった 旨を公表すること。
- (十一) 法第二十一条の五の二十三第三項の規定により勧告に係る措置を とるべきことを命ずること。
- (十二) 法第二十一条の五の二十三第四項の規定により命令をした旨を公 不すること。
- (+111)法第二十一条の五の二十三第五項の規定により通知を受理するこ 20°
- 法第二十一条の五の二十四第一項の規定により法第二十一条の五 (十月) の三第一項の指定を取り消し、又はその全部若しくは一部の効力を停止 かるいと。

(十五) 法第二十一条の五の二十四第二頃の規定により通知を受理するこ $\Delta 1^{\circ}$

- (十六) 法第二十一条の五の二十五の規定により法第二十一条の五の三第 一項の指定をした旨等を公示すること。
- (十七) 法第三十三条の十八第一項の規定により情報公表対象支援情報の
- 報告を受理すること。
- $(+ \prec)$ 法第三十三条の十八第二項の規定により報告の内容を公表するこ 20°
- (十九) 法第三十三条の十八第三項の規定により報告の内容について調査
- を行うこと。
- (二十) 法第三十三条の十八第四項の規定により報告を行うこと等を命ず る い い い
- (二十一) 法第三十三条の十八第六項の規定により指定障害児通所支援事 業者の指定を取り消し、又はその全部若しくは一部の効力を停止するこ

別表第十一の二の項中「大府市」の下に「、知多市」を加える。

この条例は、今和五年四月一日から施行する。ただし、別表第五の二の項の改正規定は公布の 日から、別表第三の一の項の改正規定は同年三月二十七日から施行する。

愛知県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

◆在四年十11月11十111日

愛知県知事 大 村 秀 章

愛知県条例第五十三号

型る。

愛知県手数料条例の一部を改正する条例

愛印具手数母条例(平成十二年愛知県条例第二十号)の一部を次のように攻正する。

第一条中「並びに」を「、個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)第百十

九条第三項及び第四項並びに一に改める。

第四条第一項第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とし、同項中第二号

を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

ご 別表第十八行政機関等匿名加工情報提供事務の頃に規定する手数料 知事が指定するとき。 第七条第一項中「別表第一愛知県行政不服審査会関係文書交付事務の頃に規定する手数料及び一 を削り、「に規定する手数料を」を「及び調査審議関係文書交付事務の項に規定する手数料を」に 改め、同条第二項中「は、」を「又は愛知県個人情報保護審議会は、」に、「別表第一愛知県行政不 服審査会関係文書交付事務の項」を「別表第十八調査審議関係文書交付事務の項」に改める。

別表第一中「、第七条」を削り、同表愛知県行政不服審査会関係文書交付事務の項及び備考を

別表第三一般旅券発給事務の項を次のように改める。

	令和4年12月23日	金曜日 愛	知 県 公 報	第366号
· · · · · · · · · · · · · ·	手数料一般旅券発給		一件につき	○○○) 合にあっては、四、 定の適用を受ける場所と受ける場所に一十条第二項の現

一件につき

11100

別表第十四低炭素建築物新築等計画認定事務の頃中

1	別表第-	十 四 低 炭 素 建	染物脊築等背面契	院定事務の項中
Γ		も 一 を は が り の の に 数 り の に が り の の に に に の の り に に に り の り の の り に り る り る り る の の の の の の の の の の の の の の	一件につき	H' 1100
		も上戸中 の五数請 以がに 下二条 の以る	一件につき	10′11100
		も上戸中 の十数請 以がに 下六条	一件につき	1 7, 400
		以以戸申 下上数請 の二がに も十十条	一件につき	11代 100
	のるにの住 も係み戸	以六戸申 下以数請 の上がに も五二係 の十十る	一年につき	四大、大〇〇
		下一戸申の以数請を上がにの日五条	一件につき	KH, 11100
		下以戸申 の上数請 も二がに の百百条 以一る	一件につき	11114' 100
		以一戸中下以数請の上が記された。 の上が記さ三二条の百百る	一件につき	1 75, 500
		の一戸世 以数譜 上がに の三条	一件につき	144100
		が一のもの一棟の戸数	一件につき	H' 1100
		の日数一人以前を一人が対するとのにあるとは終めて、一人のという。	一件につき	10′11100
		i contract of the contract of	i contract of the contract of	

 \mathcal{H}

令和4年	2月23日	金曜日	愛 知 県	公 報	第366号
の数が入上の数が入上のまりがいません。 を入りませる。 一様の終に	1年につき	1 -	h, HOO		
参 (本) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大	十年にしま	1 1-	だ 100		
0るに住及全築は体物建 も係戸び体物建又全築 以数一 下以数一 下」 上が棟 の上が棟 の三日上の 日五の も五二の も十二 以十総 の土土 以十二 以十二	年につき	囚	<′ ≺○○		
のるに作 の以数一 め上が構 の百五の 以十総	- 一年につき	Κ.	h , 11100		
の上数 の日で数 の日はの 以上の に対象	年にりゃ	1 1111	≺′100		
下以数一 の上が様 の百三二の の百百総	く 一年につき	1 41	e' e00		
以上のもの数が三百十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十	一年につき	1 = -	K′ 100		
変換のは体物建 地種複文や築 が一体 一体 のの を可し	(一件につき)	1	f 1100		
() () () () () () () () () () () () () (」 中にいき	1 (O' 11100		
三五律年十成(十第法七二平 法 の十数 り十数 下六の り以統 ましっ	1年につき	1 -	h, H00		
第一					

	令和4年12	月23日	金曜日 愛知県	公 報 第366号
・ 宅非す規項 部住る定に	下上数 の二が数 の五十十 り出し 以以	一件につき	11代、100	
部住っいにの下へ分 宅非てお表こ以	下以数一 の上が棟 も五二の の十十総 以六戸	一件につき	四八、八〇〇	
たる定に同及うと分 部住す規項びごい ^一	の以数一 も上が棟 の百五の 以十総 下一戸	一件につき	\(\alpha\) 11 \(\alpha\)	
うと分宅」いにの下へ分宅る定に同及うと分部住」いにの下へ分宅非す規項 ごい一部住てお表こ以 部住す規項びごい 宅非てお表こ以 部住る定に	の上数一 も二が棟 の百百の 以一総 下以戸	一件につき	111111111111111111111111111111111111111	
うい物建すを。を築る有	下以数一 の上が棟 も三二の の百百総 以一戸	一件につき	1 \(\text{AE} \) \(\text{EOO} \)	だ、
も係分宅のじてお表こ以のるに部住。同いたの下	以数一 上が棟 の三の も正総 の一下	一件につき	1 < 4<′ 100	
	のル平合の非 以方計床住 内メが面宅 の1三積部 もト百の分	一件につき	10'11100	
	平ル平合の非 方を方計床住 メ超メが面宅 1え1三積部 ト千ト百の分	一件につき	1 4 そ00	

	令和4年12	月23日	金曜日 変	愛知県	公 報	第366号	
	の						
	のル平を方合の非 以方超メ計床住 内メえーが面宅 の1二ト千積部 をト干ル平の分	一件につき	. 元	100			
も係分宅非物建複 のるに部住の築合	もトモル平合の非 のル平を方計床住 以方超メが面宅 内メえーニ積部 の1五ト千の分	一件につき	べわ、	11100			
	もト万ル平合の非 のル平を方計床住 以方超メが面宅 内メえー五積部 の1ート千の分	一件につき	1 1114	100			
	内メ万ル平合の非の1五を方計床住の1五を方計床住また千超メが面宅のル平え1一種部 リカデストの分	一件につき	1 九闰、	EOO			
	超メ五合の非 えー千計床住 るトーが面宅 もル平二積部 のを方万の分	一件につき	111 <	000	J		
Γ	も の数 は が の の 多 の が の の の の が に に の り が に に り り に り り に り り に り る り る り る り る り	一件につき	11177,	100			
	も上戸中 の五数譜 以がに 下二条 の以る	一件につき	力 国、	₹ 00			
	も上戸中 の十数譜 以がに 下六統 の以る	一件につき	104	E100			
	申請に係る						
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		17				

	令和4年12	月23日	金曜日 愛	愛知県	公 報	第366号
	以 大 大 の の に が 一 が の の の の に の の に の の に が に の に に が に が に が に が に が に が に が に が に が に が に が に に が に に に に に に に に に に に に に	一件につき	1 四代	11100		
のるにの住 も係み戸	以六戸申 下以数請 の上がに も五二係 の十十る	一件につき	1 1 11	000		
3	下一戸申 の以数請 も上がに の百五条 以十る	一件につき	1110H′	1100		
	下以戸申 の上数請 も二がに の百百条 以一る	一件につき	E 11	H00		
	以一戸申 下以数請 の上がに も三二条 の百百る	一件につき	は団11′	100		
	の一戸申 以数請上がにの三条を正多	一件につき	4<1114<	H00	か	
	が一のもの一様の戸数	一件につき	11177.	100		
	の日数一以が様下二の一人が様の人間を表現しまままままままままままままままままままままままままままままままままままま	一件につき	力 国、	₹ 00		
	の十数一 以が棟 下六の の以総 も上河	一件につき	104			
为 会 会	下上数一 の二が棟 も十十の の五一総 以以戸	一件につき	1 四代	11100		
のるに住及全築は体物建 も係戸び体物建又全築	下以数一 の上が棟 も五二の の十十総 以六戸	一件につき	1 1 1 111	000		
0.8に作	の以数一 も上が棟 の百五の 以十総 下一百	一件につき	1110H	1100		
	の上数 の上が の 日 が が の 日 が が か 日 か 日 か 日 日 の 日 日 の 日 日 の 日 日 の 下 以 一 終 下 以 一 次	一件につき	됩 1 111	H00		
	一棟の総戸					
			-18-			

	令和 4 年12月23日	Í	金曜日	愛知 県	公 報	第366号
	ドのもの 数分二百万 数が二百一	につき	五四二、	100		
	以上のもの 一様の活し 一様の窓口	-につき	4<1114<	HOO	L	
	X 0, \$0,	につき	111/71	100		
	の日本 (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日	につき	力缸、	₹00		
	の 大なが の で で で が が の が が し の に が が は が は が は が は が は に に に に に に に に	-につき	1○Ħ′	E(())		
沙 一類一類	のでした数十 のでした数十 りと十十の 以以可 年十十の	-につき	1 四八	11100		
も係分宅の築合は体物建 のるに部住物建複又全築	トス数 の上が満 の出しの ス十十の スト十の ネー ストポック エー は ストポック ストポー ストポー ストポー ストポー ストポー ストポー ストポー ストポー	-につき	1 1 11	000		
も係分名の多に普	のでした数十分を の出土が本 以十十分 下一一下	-につき	1110H ′	1100		
	のものの の日子 次一次 下次一次 下次一年	-につき	图 11	H()()		
	で で で で で で で で で で で で で で で で で で で	-につき	江田二、	100		
	数上のもの 一様の窓口 一年	につき	4<1114<	HOO		
エ物築建が部全の分部宅住非	のル平合の非 以方計床住 内えが面宅 の 1 三積部 も 1 百の分	-につき	九九	000		
' '			-19-			

令和4年1	2月23日	金曜日 愛知県	公報 第366号
令省るめ定を等準基能性費消 1 ギルネ のル平ル平合の非 以方を方計床住 内メ超メが面宅 の 1 え 1 三積部 よ ト チ ト F G の 分	一件につき	1111′000	
、省業産済経年八十二成平(のル平を方合の非 以方超メ計床住 内メえーが面宅 の1二ト千積部 よ、トチル平の分	一件につき	1 年代、11100	
ていおに表のこ下以。号一第令省通交土国 まトチル平合の非 のル平を方計床住 以方超メが面宅 内メえ1二積部 の1 五トチの分	一件につき	11年七、七〇〇	
合複 ○ういと 令省準基法ネエ省物築建 て もト万ル平合の非 のル平を方計床住 以方超メが面宅 内メえ 五積部 の1 - ト + の分	一年につき	1111114<	に、「建築物エネルギー消費性
()			

令	和 4 年12月23日	金曜日 愛知県	公 報 第366号
のもる係に分部宅住非の物築建 め定に(2)ロび及(2)イ号―第条十第 内メ万ル平合の非 の1五を方計床住	もト千超メが面宅 のル平え 1 一積部 以方二ト万の分 一 一 作 た こ	EOE, 700	
のもるあでのもる係に準基るめ定に(2)ロび及(2)イ号超メ五合の非 内メ万ル平合き、1 + 計床住	るトーが面名 もル平二種部 のをカ万の分 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	E\12\ ≺○○	
のル平合の非以方計床住	内のも がして 画様田 子の 子につき 一件につき	1184 800	
のル平ル平合の非以方を方計床住	内 X 超 X が 国 化 の 1 次 1 三 積 部 を ト 千 ト 百 の か	111111100	
のル平を方合の非以方超メ計床住	内 大 大 大 か し し し し ト 十 大 で ト 十 大 で し で ト 十 大 で の に た 十 大 で の に た 十 大 で の に た で た で た で た で に に に に に に に に に に に に に	E01' K00	
のもの他のそもトチル平合の非のル平を方計床住	以方超えが面布 カメネーに あり カリエトチの カリエトチの 一 一 本 た で の か の の の の の の の の の の の の の	HTII, EOO	
	I	-21-	

	が 一様 の の の 数	一件につき	111′ 1 100	
	の五数一 以が棟 下二の の以総 も上戸	一件につき	1 <′ 1100	
	の十数一 以が棟 下六の の以総 も上戸	一件につき	10′ H00	
数 類	下上数一 の二が棟 も十十の の五一総 以以戸	一件につき	1 TY HOO	
のるに住及全築は体物建 も係戸び体物建又全築	下以数一 の上が棟 も五二の の十十総 以六戸	一件につき	11代、11100	Ŕ
のるに住 も条戸	の以数一 も上が棟 の百五の 以十総 下一戸	一件につき	五二、四〇〇	
	の上数一 も二が棟 の百百の 以一総 下以戸	一件につき	八二、九00	

築物省エネ法基準省令」という。)」を「建築物省エネ法基準省令」に、能基準等を定める省令(平成二十八年経済産業省、国土交通省令第一号。以下この表において「建

ト万 ル ル ル ル ル を カ 大 カ ス カ ス カ ス カ ス カ ス カ カ ス カ カ カ カ カ カ カ カ カ カ ー ト ト カ カ ー ト ト ト ト ト ト ト ト ト ト ト ト ト		
は で で で で で で で で で で で で で	もつべ、	11100
内メ万ル平合の非 の1五を方計床住 をト千超メが面宅 のル平え1一積部 以方二ト万の分 に た	KIIIE(400
超メガス ストートで から かが がかが 大が が が カガン の か か か か か が か が が が が が が が が が が が が	九五二、	E100

	令和4年12	月23日	金曜日	愛知県	公 報	第366号
	下以数一 の上が棟 と三二の の百百総 以一戸	一件につき	105	1 00		
	以数一上が様の三の日前の日前の日前の日前の一日に	一件につき	111′	±00		
Γ	が一のものでは、	一件につき	111′	1100		
	の五数一 以が棟 下二の の以総 も上戸	一件につき	4<	1100		
	の十数一以が権下六の一の人総総の以後を	一件につき	10'	H00		
建体物建 築、全築	下上数一 の二が棟 さ十十の の五一総 以以戸	一件につき	1 77,	H00		
は戸び体物。	下以数一の上が棒を打二のの十十総以上十一総以上十二の以上十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	一件につき	11代	11100		
も係分宅の築合は戸び体物建体物建 のるに部住物建複又住及全築、全築	の以数一 も上が棟 の百五の 以十総 下一戸	一件につき	H111′	E		
#9 G	の上数一 も二が棟 の百百の 以一総 下以戸	一件につき	K11'	₹ 00		
	下以数一の上が棟 も三二の の百百総 以一戸	一件につき	105	100		
	以数一上が様の三の の三の も百総 の一戸	一件につき	1111	100		
	のル平合の非 以方計床住 内メが面宅 の1三積部 もト百の分	一件につき	1<	1100		
	合の非 計床住 が面定 三積部 百の分)J'	
			-23-			

	令和4年12	月23日	金曜日 愛	短知 県 公	報	第366号	
	のルギルギ 以方を方 内メ超メ の1え1 もトギト	一件につき	10'	↓ ○○			
	のル平を方合の非 以方超メ計床住 内メえ 1 が面宅 の 1 二ト千積部 もト千ル平の分	一件につき	1 71,	H00			
も係分宅非物建複 のるに部住の築合	もトチル平合の非 のル平を方計床住 以方超メが面宅 内メえ1二積部 の1五ト千の分	一件につき	用11	E(()()			
	をト万ル平合の非 のル平を方計床住 以方超メが面宅 内メえ 1 五積部 の 1 ートチの分	一件につき	K11'	₹00			
	内メ万ル平合の非 の1 五を方計床住 もト千超メが面宅 のル平え1 一積部 以方二ト万の分	一件につき	1○閏1	400			
	超メ五合の非 え 1 千計床住 る ト が面宅 も ル 平 二積部 のを方万の分	一件につき	1 1110′	<00			
	が一のもの一棟の戸数	一件につき	1ゼ	1100			
	の日数十一人が本一人が本一人にある人にある人にある人に終める。	一件につき	1111111	H00			
	の 大 大 大 大 大 の し た た の た た の た た の た た の た が は の た は に に に に に に に に に に に に に	一件につき	'村団'	H00			
	· '		24	'			

	令和4年12	月23日	金曜日 愛	色知 県	公 報	第366号
物建 金雞	下上数 の二が構 さ十十の の五一総 以以可	一件につき	,r4rt	100		
のるに住及全築は体物建 も係戸び体物建又全築	下以数一 の上が を出この の十十窓 以六川	一件につき	1117		4%	
03に倍 も係F	の文学 の上が数 の由があ 以上的 大一談	一件につき	14<1′	11100		
	の上数一の二が横の正が横の田田の下が下が下が下が下が下が下が下が下が下が下が上が	一件につき	11110′	1<00		
	下以数 の上が様 の正にの の百二にの 以一口	一件につき	1144	HOO		
	数に 数が に を の の の の に で の に の に の に に に に に に に に に に に に に	一件につき	11 11 4<	400	١	
Γ	が一のもの一様の戸数	一件につき	1六	1100		
	の日本である。日本では、本では、日本に、日本に、日本に、日本に、日本に、日本に、日本に、日本に、日本に、日本に	一件につき	1114	H00		
	の十数一以が兼下から下六のの以後	一件につき		H00		
建体物建 築、全築	トードが のにが禁 の出し、参加 り出し、参加 以及可 以及可	一件につき	4141	100		
は戸び体物が複叉住及全	大文巻 の上が数 の十十の の十十次 以六川	一件につき	1111	E OO		
も係分宅の築合は戸び体物建体物建のるに部住物建複叉住及全築、全築	のでで数でいるのでは必要をしている。	一件につき	1 4< 1 ^	11100		
# P P P P P P P P P P P P P P P P P P P	の上数十の二が本の日日の日日の日日の日日の日日の日日の日日の日日の日日の下入が次下が次	一件につき	111101	4<00		
			25			

	令和4年12	月23日	金曜日	爱	愛知 県	公	報	第366号
	下以数一 の上が棟 も三二の の百百総 以一戸	一件につき		ニスス、	HOO			
	以数一 上が棟 の三の も百総 の一戸	一件につき		1111111451	₹ 00			
	のル平合の非 以方計床住 内メが面宅 の1三積部 もト百の分	一件につき		四八、	1<00			
高金の分部宅住非	のル平ル平合の非 以方を方計床住 内メ超メが面宅 の1え1三積部 もト千ト百の分	一件につき		4<11′	11100			
令省準基法ネエ省物築建が部全の分部宅住非	のル平を方合の非 以方超メ計床住 内メえ1が面宅 の1二ト千積部 もト千ル平の分	一件につき		KIľ	1 <00			
一第条十第	もトチル平合の非 のル平を方計床住 以方超メが面宅 内メえ1二積部 の1五ト千の分	一件につき		1 11177	1 00			
る係に準基るめ定に(2)ロび及(2)イ号	もト万ル平合の非 のル平を方計床住 以方超メが面宅 内メえー五積部 の1ート千の分	一件につき		1411	11100	1	に改め、	同表建築物エネルギー
3850t	内メ万ル平合の非 の1五を方計床住 もト千超メが面宅 のル平え1一積部 以方二ト万の分	一件につき		ニニ犬、	400			
合複ります。	非住宅部分							

	令和4年12月23日			金曜日	爱	知県	公 報	第366号	
住非の物築建		超メ五合の え 1 千計床 る 1 千が面 も ル 平 二積 りを方万の	一件につき	1 1	五七 、	11100			
のもる係に分部宅住非の物築建		のル平合の非 以方計床住 内メが面宅 の1三積部 もト百の分	一件につき	1	11#	1100			
		のル平ル平合の非 以方を方計床住 内メ超メが面宅 の1え1三積部 もト千ト百の分	一件につき	1	出力、	E100			
		のル平を方合の非 以方超メ計床住 内メえ 1 が面宅 の 1 二 ト 千積部 も ト 千 ル 平 の 分	一件につき	1 10)11] ′	<00			
	のもの他のそ	もト千ル平合の非 のル平を方計床住 以方超メが面宅 内メえ 1 二積部 の 1 五ト千の分	一件につき	1 1-	다 다 다	Ħ00			
		もト万ル平合の非 のル平を方計床住 以方超メが面宅 内メえ 1 五積部 の 1 一ト千の分	一件につき	11].	√.	100			
		内メ万ル平合の非 の1五を方計床住 もト千超メが面宅 のル平え1一積部 以方二ト万の分	一件につき	囚	ШΗ΄	000			
		メ五合の非 千計床住 トサが面宅 ル平二積部 をカ万の分	一件につき	<u></u> 图·		1100			

	令和4年12	月23日	金曜日	愛知県分	公 報	第366号
	超えるもの]	
(拍架	同上計画認定書	事務の項中				
	も の数計 がに 一条 のる	一件につき	H	1100		
	も上戸申 の五数請 以がに 下二条 の以る	一件につき	10	11100		
	も上戸申の十数請以がに下六条	一件につき	1 77.	H00		
	以以戸申 下上数請 の二がに も十十条	一件につき	114	100		
のるにの住 も係み戸	以六戸申 下以数請 の上がに も五二条 の十十る	一件につき	四八	K00		
6	下一戸申 の以数請 も上がに の百五条 以十る	一件につき	K+h.	11100		
	下以戸申 の上数請 も二がに の百百係 以一る	一件につき	1 1114	100		
	以一戸申 下以数請 の上がに き三二条 の百百る	一件につき	1 71 12	E00		
	の一戸一 以数譜 上がに の三系 も田る	一件につき	144	100	₩	
	が一のもの一様の戸数	一件につき	H	1100		
	の五数一 以が棒 下二のの以総を上戸	一件につき	10	11100		
	の十数一以が様下六つの以終の以後	一件につき	1 73.	H00		

	令和 4 年12月23日		金曜日 愛	知県公報	第366号
本物建 人名英	ト上数一 の二が森 の十十の の五一総	一件につき	114	100	
のるに住及全築は体物建も係戸び体物建大の	ト以数一 の上が本 の十二の の十十二の 以六川	一件につき	四八、日	<00	
0 3 3 8 3	の以数一 も上が種 の田五の 以十窓 下一下	一件につき	べわ、1	1100	
	の上数一 の正が本 以上が本 大一彩	一件につき	1 1117	100	
	下以数 の上が の の の 正 二 の の 正 二 に の に に に に に に に に に に に に に に に に に	一件につき	1 71 国、[I 00	
	大学 のものでは、 は、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 で	一件につき	1 代代	100	
	が一のもの一棟の戸数	一件につき	H, 1	100	
	の日数一次対象一大学を開発しているので、対象のでは、対象のでは、対象のでは、対象を対象を対象を対象を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を	一件につき	10′1	1100	
	の十数人人が対している。日本教育というは、本人のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本	一件につき	1 77' 1	400	
(公) (全) (全)	トート のサードが のガートを りガートが 以び、対対	一件につき	11代	100	
も係分宅の築合は体物建のるに部住物建物を	ト以数一 の上が本 の出この本十十の 以上一部	一件につき	四代' t	<00	
も係分	の以後 の日でが の日 で 以上 で 一一 が 一一 が 一一 が 一一 が 一一 が 一一 が 一一 が 一	一件につき	べわ、1	1100	
	の で の 日 一 の 日 日 の 日 日 の 日 日 の 日 日 の 日 日 日 日	一件につき	11111	100	
			20		

	令和4年12	月23日	金曜日	愛知県	公 報	第366号	
	トのもの 以上が が 一川 で 一一 で 一一 が 一一 で 一一 が 一一 で 一 で 一 で 一 で	一件につき	1 75回				
	数が三百十一棟の総戸	一件につき	1 <4<	100			
	のル平合の非 以方計床住 内メが面宅 の1三積部 もト百の分	一件につき	10	11100			
	のル平ル平合の非 以方を方計床住 内メ超メが面宅 の1え1三積部 もト千ト百の分	一件につき	1 717	400	72'		
	のル平を方合の非 以方超メ計床住 内メえーが面宅 の1二ト千積部 もト千ル平の分	一件につき	114,	100			
も係分宅非物建複	のるに部住の築合 もト千ル平合の非 のル平を方計床住 以方超メが面宅 内メえ1二積部 の1五ト干の分	一件につき	₹ ₩	11100			
	もト万ル平合の非 のル平を方計床住 以方超メが面宅 内メえ1五積部 の1一ト千の分	一件につき	1 1114	100			
	内メ万ル平合の非 の1五を方計床住 もト千超メが面宅 のル平え1一積部 以方二ト万の分	一件につき	1 九国、	E00			
	非住宅部分						
			-30-	_			

	令和4年12	月23日	金曜日 愛	愛知県	公報 第	第366号
	超メガウス ストキ ストーキ ストイン でルドン のをカゴの のをカゴの	一件につき	111 代	000		
Γ	を の 数 が 一 の の の の の の の の の の の の の	一件につき	11177	100		
	も上戸申 の五数請 以がに 下二条	一件につき	力 国、	₹ 00		
	も上戸申 の十数請 以がに 下六条 の以る	一件につき	1 ○坩′	E00		
	以以戸申 下上数請 の二がに も十十条	一件につき	1 四代	11100		
のるにの住 も係み戸	以六戸申 下以数請 の上がに も五二係 の十十名	一件につき	1 1 1 111	000		
	下一戸申 の以数請 も上がに の百五係 以十る	一件につき	1110H'	1100		
	下以戸申 の上数請 もこがに の百百条 以一る	一件につき	图 1 111′	H00		
	以一戸申下以数請の上がにも一下がにも三二条の日百る	一件につき	用四11	100		
	の - D - D - D - D - E - D - E - E - E - E - E - E - E - E	一件につき	4<1114<	H00	か	
	が一のものでで、数のは数	一件につき	11177	100		
	の日本が大人といる本一にのこれがあるとにあるとにあるとという。	一件につき	九 国、	₹ 00		
	の十数一人次本下六の一の大学のの大学の日本の大学の日本の日本の日本	一件につき	10H′	E 00		
			-31-			

	令和4年12	月23日	金曜日	愛知県	公 報 第366号
本物建文主築	下上数一 の二が種 も十十の の五一総 以以可	一件につき	1 包に	(′ 11100	
のるに住及全築は体物建を係戸び体物建え金築	下以数一 の上が棟 も五二の の十十総 以六河	一件につき	1 1 1 11	1′ 000	
の 78年	の以数一 を上が棟 の百五の 以十総 下一百	一件につき	111011	1100	
	の上数一 も二が様 の百百の 以一総 下以一	一件につき	图 1 11	1′ #00	
	下以数一 の上が棟 も三二の の百百総 以一戸	一件につき	出四1	1′ 100	
	大数 上が数 の三の の一一総 の一一総	一件につき	4<1114	(HOO	
Γ	が 一 か の の が 関 数 の 数	一件につき	1117	J' 100	
	の五数一人次本下二の一人次をある人が終める人が終める人が終める人が	一件につき	ΉE	I' 式00	
	の十数一人以本本下十六のの以後の以後のは一人のは一人のは一人のは一人による。	一件につき	101	i' E00	
三人	下上数一 の二が棟 も十十の の五一総 以以戸	一件につき	1 包に	(′ 11100	
も係分宅の築合は体物建 のるに部住物建複又全築	下以数一 の上が棟 も五二の の十十総 以六戸	一件につき	1 1 1 11	1′ 000	
も係分宅のるに部	の以数一を上が棒の百五の 以上総 以上総 下一派	一件につき	111011	1100	
	の上数一 もこが様 の百百の 以一総 下以下	一件につき	图 1 11	1′ Ħ00	
			27		

	令和4年12	月23日	金曜日 愛知県	公報 第366号
	下以数一 の上が様 の百日窓 以一一	一件につき	HE11' 100	
	に数 と の の の の の の の の に 数 に の の に が は の に が は が り に が が り に が が り に が が に が に が に が に	一件につき	4(1114C, 1400	
	のル平合の非 以方計床住 内メが面宅 の1三積部 もト百の分	一件につき	시H, 000	
1. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4.	型か部至の分部宅任非 のル平ル平合の非 以方を方計床住 内メ超メが面宅 の一えー三積部 もト千ト百の分	一件につき	1111′000	
# 2007 上、八十、十 米ペイン・1 八十、十 米ペイン・1	T現守省準基法不工省物楽建か部全の方部を住非 D非 のル平を方合の非 のル平ル平合の非 本住 以方を方計床住 面宅 内メえ 1 が面宅 育部 の 1 こ ト 千積部 の 1 こ ト 千積部 も ト チ ル 平 の 分 5分 も ト チ ト 下 百 の 分	一件につき	1 五九、11100	
が対	・	一件につき	11年七、八〇〇	
ジエ(0)・(元) だった 牛歩・(でのもる徐に年基るの定にはJロび及はJイ号 平台の非 もト万ル平台の非 もト千/ 方計床住 のル平を方計床住 のル平ダメが面宅 メが面宅 以方超メが面宅 以方は 1一積部 内メえし五積部 内メラート千の分 ト万の分 の1ート千の分 の1	一件につき	11111147 400	だ、
, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	のもるをでのもる保 内メ万ル平台の非 の1五を方計床住 もト千超メが面宅 のル平え1一積部 以方二ト万の分 以方二ト万の分	一件につき	EOE' 400	
 極	非住宅部分			
			-33-	

	令和4年12	月23日	金曜日 愛知県	公 報 第366号
住非の物築建	超メ五合の え 1 千計床 る 1 千 が 面 た ル 平 一 積 の を 方 万 の	一件につき	5 175, ₹00	
のもる係に分部宅住非の物築建	のル平合の非以方計床住内メが面宅の1三種部をト百の分	一件につき	11EK' E00	
	のル平ル平合の非 以方を方計床住 内メ超メが面宅 の1え1三積部 もト千ト百の分	一件につき	111111100	
	のル平を方合の非 以方超メ計床住 内メえーが面宅 の1二ト千積部 もト千ル平の分	一件につき	EO1' KOO	
÷	のもの他のそ もトチル平合の非 のル平を方計床住 以方超メが面宅 内メえ!二積部 の1五トチの分	一件につき	HTII, EOO	
	もト万ル平合の非 のル平を方計床住 以方超メが面宅 内メえ 1 五積部 の1ート千の分	一件につき	1100 HOK, 11100	
	内メ万ル平合の非の1五を方計床住の1五を方計床住をト千超メが面宅のル平え1一積部以近右と以近二ト万の分	一件につき	八三四、九〇〇	
	五合の非子計床住子 が面を エー・ 一種部 カカック	一件につき	九五二、四〇〇	
			-34-	

令和 4 年12月23日			金曜日 愛	愛知 県	公 報	第366号	
	超えるものメートルを						
	が一のもの一様の戸数	一件につき	111′	1100			
	の日本である。	一件につき	1<	1100			
	の十数十分大学を一下大の日本があるとは、日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日	一件につき	10'	H00			
※	ト上数 の二が禁 の十十の り五一総 以以可	一件につき	1 77,	H00			
のるに住及全築は体物建も係戸び体物建文金築	一大以数 の上が数 の上が本 の十十の 以下計談	一件につき	114	11100	150		
08に住	のでで数しているのでは必要している。	一件につき	H111	E(()			
	のもした のは、 のは、 のは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 で	一件につき	K11'	₹00			
	下以数一 の上が様 めにこの の百百総 以一百	一件につき	105	700			
	でもの では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	一件につき	111′	1 00			
	が一のもの一棟の戸数	一件につき	111′	1100			
	の日数一以が権下二の一人が移向の人が移向の人が終めた。	一件につき	1<	1100			
	の十数一人以本本一人が本一人大学の人がの人がある人があると一人	一件につき	10'	H00			
公数	数が十一以一様の総戸	一件につき	-35-	H00			

### ### ### ### ### ### ### ### #### ####	令和 4 年12月23日			金曜日 愛知県	公報 第366号
Only Table O	が を が が が が が が が が が が が が が	下のもの上二十五以			
Only Table O	合は戸び体料 建複又住及4	下以数一 の上が棟 も五二の の十十総 以六戸	一件につき	11代、11100	
Only Table O	、係分宅の築)るに部住物	の以数一 を上が棟 の百五の 以十総 下一戸	一件につき	村11、町00	
のル平を方合の非 のル平ル平合の非 以方超え計水往 以方を方字形状往 以方を方書水往 以方部水 か面を 内外を かい面を かい 一	#) P	の上数一と二が様の百百の以上総次一以上が終して一次終下以上が終	一件につき	大二、九00	
のル平を方合の非 以方超メ計様性 以方超メが面宅 内メえ 1 が面宅 内メえ 1 が面宅 内メス 1 が面宅 の 1 三 1 子積部 の 1 三 1 子積部 の 1 三 1 子積部 の 1 三 1 子積部 も 1 子 1 三積部 と 2 き 2 き 2 き 2 き 2 き 2 き 2 き 2 き 2 き 2		下以数一 の上が棟 と三二の の百百総 以一百	一件につき	105, 400	
のル平を方合の非 以方超メーが面で 内メスーが面で のトニト千種部 のトディア中の分 もトチル中の分 で た い い い い い い い い い い い い い い い い い い		に数十 上が権 の三の の一部約 の一部総	一件につき	111, 400	
の な な な な な な な な な な な な な		のル平合の非 以方計床住 内メが面宅 の1三積部 もト百の分	一件につき	45′ 1100	
の		のル平ル平合の非 以方を方計床住 内メ超メが面宅 の1え1三積部 もト千ト百の分	一件につき	10, 700	バ、
記録できたとうと 非住。 本方グート 十件につき 物の合計が二十 連察の作用での 関合に 無任を部分 は、四〇〇		のル平を方合の非 以方超メ計床住 内メえ」が面宅 の1二ト千積部 もト千ル平の分	一件につき	1 7, HOO	
あら (条) から (本) 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	も係分宅非物建複 のるに部住の築合	もト千ル平合の非 のル平を方計床住 以方超メが面宅 内メえ1二積部 の1五ト千の分	一件につき	H11' E00	
-36- の米恒権の		の埃面糠の非住宅部分			

	今和4年12月2	23日 :	金曜日	愛知県	公 報	第366号
もト万ル平合 のいぶを七計	ンルナペン!!! 以方超メが 内メネーエ の1ート千	一件につき	K11'	400		
内メ万ル平合の非の1エを七計年代	カーユをカミル もト千超メが面宅 のル平え1ー積部 以方二ト万の分	一件につき	105	1 00		
超く五合の非	ム - 十二水圧 るト・が面宅 もルギニ積部 のを方万の分	一件につき	1 11101	<00		
	はの戸数	1 44 11 0 1/41	1	1100		
	9. D.	一件につき		1100		
	次下のもがに対している。	一件につき	11114	H00		
の十数一	大大のの大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学	一件につき	村町,	HOO		
k物建 X全築 下上数一 ラー北軸	の十十分 の比一総 以以可	一件につき	4141,	100		
のるに住及全築は体物建 も係戸び体物建又全築 数一 下以数一 下上	の出しる人工総の十十分以上の公子工会の十十分の一人工会会の一人工会会の一人会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会	一件につき	111′	E100	Ŕ	
のるだ。 も係。 り以数 — * 上 北 神	0 0 0 0 0 0 1 0 1 0 1 0 1 0 1 0 0 1 0	一件につき	1 4< 1 ′	11100		
の上数一	の日日の区でで、大人の一人と表して、大人の一人と一次に、一人と一般には、一般には、一般には、一般には、一般には、一般には、一般には、一般には、	一件につき	1 11 10′	4<00		
下以数一	のでになるのでになると、大口になると、大口になると、大口になって、大口になって、大口には、大口には、大口には、大口には、大口には、大口には、大口には、大口には	一件につき	11代代"	HOO		
					1	

	令和 4 年12月23日		金曜日 変	愛知県	公 報	第366号	
	以上のもの数が三百一十年の総戸 一年	につき	11111114<	₹ 00			
Γ	1 155 0 15 17]		
	 	につき	17	1100			
	の五数一 以が補 下二の の以総 を上回	につき	1114	H()()			
	の 数が 数が 大下の 本の が が が が に の が が に の が に の に の に の に に の に に に に に に に に に に に に に	こにつき	HE/	H00			
物建体物建全築、全築	ト上楼 の十十の の出一様 以以可 年	につき	7171、	100			
も係分宅の築合は戸び体物建体物建 のるに部住物建複又住及全築、全築	ででは のよう のは のは のは では の十十の では では では では では では では では では では	につき	1111	E 00			
も係分宅の類のるに部住物	のもの 数が上口 一様の出し 一様の総正 一世	につき	1 4< 1 ′	11100			
	のような のは、 のは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 で	につき	11110′	4<00			
	一大 で で で で で で で で で で で で で で で で で で で	ここき	1144	HOO			
	以上のもの 一様の総戸 一世の総戸	につき	111111145′	₹ 00			
	のル平合の非以方計床住内メが面にの1三種部の1三種部と下百の分	こにつき	四代	1<00			
建が部全の分部宅住非	のル平ル平合の非 以方を方計床住 内メ超メが面宅 の1え1三積部 もト千ト百の分 ー	-につき	4<11'	11100			
			-38-		T		

	令和4年12	月23日	金曜日 愛知県	公 報 第366号
	第条十第令省準基法ネエ省物築 合の非 のル平を方合の非 計床住 以方超メ計床住 が面宅 内メえーが面宅 でリニト千積部 もトチル平の分 もトチル平の分	一件につき	K11' K00	
	び及(2)イ号ー第条十第 もトチル平合の非 のル平を方計床住 以方超メが面宅 内メえーニ積部 の1五ト千の分	一件につき	11114, 400	
	る係に準基るめ定に(2)ロで もト万ル平合の非のル平を方計床住以方超メが面宅内メネー工積部の1ート千の分	一件につき	1 K11, 11100	に改め、同表備考第五号中「建
	のもるあでのもる信 内メ万ル平合の非 の1五を方計床住 もト千超メが面宅 のル平え 1 一積部 以方二ト万の分	一件につき	1114,400	
のもる係に分部宅住非の物築建合複	超メ五合の非 え 1 千 計床住 る ト が 面宅 も ル 平 二 積部 のを方万の分	一件につき	11년代, 11100	
のもる係に分部宅	のル平合の非 以方計床住 内えが面宅 の1三積部 もト百の分	一年につき	111년~1100	
	のル平ル平合の非 以方を方計床住 内メ超メが面宅 の1え1三積部 をト千ト百の分	一件につき	一五七、四〇〇	
	合 計 が 国 子 子 合 の 子 合 日 合 日 の の の の の の の の の の の の の の の の		20	

	令和4年12	月23日	金曜日	愛	き知	県	1
	のル平を方 以方超メ 内メネ 1 の 1 二 ト もトチル	一件につき		1 10111′	K ()()	
のもの他のそ	もトチル平合の非 のル平を方計床住 以方超メが面宅 内メえ 1 二積部 の 1 五ト千の分	一件につき		二九五、	ĦC)()	
	もト万ル平合の非 のル平を方計床住 以方超メが面宅 内メえ 1 五積部 の 1 一ト千の分	一件につき		1114<77,	1 ()()	
	内メ万ル平合の非 の1五を方計床住 もト千超メが面宅 のル平え1一積部 以方二ト万の分	一件につき		四川村、	00)()	
	超メ五合の非 え 1 千計床住 る 1 ・ が面宅 も ル 平 一 積部 のを方万の分	一件につき		四九八、	110)()	

築物全体及び住戸」を「複合建築物の住宅部分」に、「には」を「(複合建築物の住宅部分に係る 申請にあっては、イに掲げる場合に限る。)には一に改め、同号イ中「住宅の用途に供する共用の 部分」を「建築物省エネ法基準省令第四条第三項第一号に規定する共用部分」に改め、同号ロ中 「住戸及び共用部分以外の部分(以下「非住宅部分」という。)」を「非住宅部分」に改め、同表 備考第六号中「建築物全体及び住戸」を「複合建築物の住宅部分」に、「には」を「(複合建築物 の住宅部分に係る申請にあっては、イに掲げる場合に限る。)には「に改め、同表備考第七号及び 第八号中「又は建築物全体及び住戸」を「、建築物全体及び住戸又は複合建築物の住宅部分」に、 「には」を「(複合建築物の住宅部分に係る申請にあっては、イに掲げる場合に限る。)には」に 改め、同表備考第十二号及び第十三号中「建築物全体及び住戸」を「複合建築物の住宅部分」に、 「には」を「(複合建築物の住宅部分に係る申請にあっては、イに掲げる場合に限る。)には」に 改め、同表備考第十五号及び第十六号中「又は建築物全体及び住戸」を「、建築物全体及び住戸 又は複合建築物の住宅部分」に、「には」を「(複合建築物の住宅部分に係る申請にあっては、イ

(裾行財口)

 \mathcal{M}_{\circ}

至 到

	<u></u>	整備できる をあるのででで を利力(。小子 を を を を を を を を を を を の の の の の の の の	に関する契約を 関射等匿名加工工工条の規定 現において「法」 減に関する法	一件につき	□ 一をたこ 場へ対委加 五ま要加 加掲一 台当し託工行○です工行算げ、 に該てを情政円ごる情政しる○ 限委、受報機 と時報機た額○ る託なけの関 に間の関額の○ 。を払た作等 三一作等 合円 すう者成匿 時成匿 計に る額にの名 九間に名 額次
機 器 題 名 付 級 大 級 翻 部 部 部 部 部 部 部 部 部 。	供手数料名加工槽報提行政機関等匿	帝すの名政定十すお条法 古る利加機に五るい第第 す契用工関よ条法で二百 る約に情等りの第準項十 皆を関報匿行規百用に入	結す報等当の場い条)法 しるの匿該規合て第法第 た契利名行定を準二第百 者約用加政に含用項百十 をに工機よむすに十五 締関情関り。るお八条	一件につき	1111400
		雑ながなると、大学の大学のできる。 を対して、大学のできる。 をは、大学のできる。 をは、大学のできる。 をは、大学のできる。 をは、大学のできる。 をは、大学のできる。 をは、大学のできる。 をは、大学のできる。 は、ため、 は、ため、 は、ため、 は、ため、 は、ため、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は	かの 色の 神	一件につき	料け結果 のわずに のれずに をなる となる 同らな を 可らなる 一な のい 行 数 を が が が が が し に が が が が が に に が が が が が が

別表第十八備考中「に規定する」を「及び調査審議関係文書交付事務の項に規定する」に改め

-41-

別表第十八法人関係事務の項の次に次の一項を加える。

政 下服 を		一枚につき	10
大型	ガラー	一枚につき	110

に次の一項を加える。

に掲げる場合に限る。)には」に改める。 別表第十八中「第三条」の下に「、第四条」を加え、同表審理手続関係文書交付事務の項の次 令和 4 年12月23日

金曜日

愛知県公報

第366号

- この条例は、令和五年四月一日から施行する。ただし、別表第十四の改正規定は公布の日か
 - ら、別表第三の改正規定及び次項の規定は同年三月二十七日から施行する。

(凝過描層)

お従前の例による。 2 令和五年三月二十七日前に申請された一般旅券の査証欄の増補に係る手数料については、な

(愛知県証紙条例の一部改正)

第十一号の次に次の一号を加える。別表中「第四条第一項第二号」を「第四条第一項第三号」に改め、第十二号を第十三号とし、3 愛知県証紙条例(昭和三十九年愛知県条例第十二号)の一部を次のように改正する。

十二 条例別表第十八行政機関等匿名加工情報提供事務の頃

愛知県教育委員会教育長給与条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令在四年十11月11十111日

愛知県知事 大 村 秀 章

愛知県条例第五十四号

愛知県教育委員会教育長給与条例等の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「百分の百六十二・五」を「百分の百六十五」に改める。

- 一 愛知県教育委員会教育長給与条例(昭和二十三年愛知県条例第七十三号)第五条ただし書
- | 「果議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和三十一年愛知県条例第四十一号)

第五条ただし書

- 三、印事等の給与に関する条例(昭和四十三年愛印具条例第一号)第五条第一頃ただし書
- ただし書四 地方公営企業管理者及び病院事業管理者給与条例(昭和四十四年愛知県条例第二号)第五条
- 条第一頃ただし書五 委員会の委員等の報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和五十三年愛知県条例第三号)第六

三宝

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の各条例の規定は、令和四年六月一日から適用する。
- 末手当は、改正後の各条例の規定による期末手当の内払とみなす。
 3 改正後の各条例の規定を適用する場合には、改正前の各条例の規定に基づいて支給された期

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

◆在四年十11月11十111日

愛知県知事 大 村 秀 章

令和4年12月23日 金曜日 愛知県公報 第366号

愛知県条例第五十五号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

る。第一条、職員の給与に関する条例(昭和四十二年愛知県条例第三号)の一部を次のように改正す

別表第一を次のように改める。の四十五」を「百分の五十七・五」に改める。の四十五」を「百分の四十七・五」に、「百分の五十五」を「百分の五十七・五」に改める。の百二十」に改め、同号ロ中「百分の百」を「百分の百二・五」に改め、同項第二号中「百分第二十一条第二項第一号イ中「百分の九十五」を「百分の百」に、「百分の百十五」を「百分

職員の	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
区分	号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月額						
	1	円 153,700	203,300	円 240,000	円 272,400	円 297,700	円 326,900	円 271 600	円 417 000	円 469,400	534,20
	1 2		l	240,000				371,600	417,900		537,20
		154,800	205,100	241,700	274,100	299,900	329,100	374,300	420,400	472,600	
	3	156,100	207,000	243,200	275,700	302,100	331,500	376,700	422,900	475,600	540,40
	4	157,200	208,800	244,700	277,500	304,100	333,700	379,400	425,400	478,700	543,50
	5	158,300	210,300	246,100	279,200	306,000	336,000	381,300	427,300	481,800	546,70
	6	159,400	212,200	247,700	281,100	308,000	338,000	383,900	429,700	484,900	549,10
	7	160,600	214,000	249,200	282,900	309,900	340,300	386,300	431,800	487,900	551,60
	8	161,700	215,900	250,800	285,000	311,500	342,500	388,800	434,100	491,100	554,10
	9	162,700	217,500	251,900	286,900	313,400	344,500	391,300	436,100	493,900	556,50
	10	164,100	219,300	253,400	289,000	315,800	346,700	394,000	438,300	497,000	558,40
	11	165,500	221,200	255,000	290,900	318,100	348,800	396,700	440,400	500,100	560,20
	12	166,800	223,000	256,300	292,900	320,400	351,000	399,500	442,600	503,300	562,20
	13	168,000	224,500	257,800	294,800	322,600	352,900	401,900	444,300	506,100	563,90
	14	169,600	226,300	259,100	296,700	324,700	354,900	404,300	446,200	508,400	565,40
	15	171,100	228,000	260,400	298,200	327,000	357,000	406,500	448,200	510,800	566,70
	16	172,700	229,900	261,600	299,600	329,100	359,000	409,000	450,300	513,100	567,80
	17	173,900	231,500	263,000	301,500	331,100	360,800	410,800	452,200	515,300	569,10
	18	175,300	233,300	264,400	303,500	333,100	362,800	412,900	454,000	516,700	570,20
	19	176,700	234,900	265,800	305,700	335,200	364,600	414,800	455,900	518,200	571,10
	20	178,200	236,400	267,400	307,700	337,200	366,600	416,700	457,600	519,700	572,00
	21	179,500	237,800	269,000	309,700	338,900	368,500	418,600	459,500	520,900	572,90
	22	182,100	239,400	270,700	311,800	341,100	370,500	420,500	461,000	522,300	
	23	184,600	241,000	272,400	313,900	343,100	372,500	422,300	462,400	523,900	ĺ
	24	187,200	242,600	274,000	316,000	345,300	374,500	424,200	464,000	525,400	ĺ
	25	189,600	243,600	275,900	317,700	346,700	376,500	426,100	465,400	526,500	ĺ
	26	191,400	245,100	277,700	319,900	348,700	378,500	427,600	466,700	527,700	ĺ
	27	193,000	246,500	279,400	321,900	350,600	380,500	429,200	468,100	528,900	ĺ
	28	194,800	247,700	281,200	324,000	352,600	382,600	430,800	469,300	530,100	ĺ
	29	196,300	248,900	282,800	325,700	354,200	384,100	432,400	470,300	531,100	
	30	198,000	250,000	284,600	327,800	356,100	385,900	433,800	471,000	532,100	
	31	199,900	251,000	286,400	329,900	358,100	387,800	435,100	471,900	533,000	
	32	201,600	252,000	287,900	332,100	359,900	389,400	436,300	472,600	533,900	ĺ
	33	203,300	253,100	289,200	333,300	361,900	391,300	437,600	473,300	534,700	ĺ
	34	204,700	254,100	290,900	335,400	363,700	392,700	438,900	474,100	535,700	ĺ
	35	206,200	255,000	292,600	337,300	365,600	394,200	440,200	474,800	536,400	ĺ
	36	207,800	256,000	294,300	339,500	367,300	395,900	441,400	475,400	536,900	
	37	209,100	256,900	295,900	341,400	368,700	397,300	442,700	476,000	537,600	
	38	210,400	258,300	297,700	343,300	370,100	398,500	443,500	476,600	538,200	
	39	211,700	259,500	299,500	345,400	371,500	399,800	444,300	477,200	539,000	
	40	213,000	260,800	301,400	347,300	372,900	400,900	445,100	477,800	539,600	
	41	214,300	262,100	302,900	349,300	374,300	402,000	445,700	478,300	540,200	
	42	215,700	263,600	304,600	351,200	375,200	403,300	446,500	478,800		
	43	217,000	264,800	306,200	353,100	376,300	404,500	447,200	479,200		
	44	218,300	266,000	307,800	355,000	377,400	405,600	447,900	479,500		
	45	219,400	267,200	309,500	356,600	378,300	406,300	448,700	479,800		
	46	220,800	268,400	311,200	358,000	379,200	407,000	449,500	480,400		
	47	222,100	269,700	312,800	359,500	380,100	407,800	449,900	480,800		
	48	223,400	270,800	314,600	361,100	381,000	408,500	450,700	481,100		
	49	224,500	272,000	315,500	362,700	382,000	409,100	451,200	481,400		1

		令	和4年12月]23日	3	金曜日	愛	知県公	公報	第	第366号		
		50	225,600	273,000	317,000	363,500	382,800	409,700	451,600	481,900			
		51	226,600	274,200	318,600	364,700	383,600	410,200	452,000	482,300			
		52	227,600	275,400	320,200	365,800	384,400	410,600	452,400	482,600			
		53	228,700	276,400	321,800	366,700	385,100	411,000	452,800	482,900			
		54	229,600	277,400	323,500	367,800	385,800	411,300	453,200				
		55	230,500	278,500	325,100	368,700	386,600	411,600	453,600				
		56	231,400	279,700	326,700	369,900	387,300	412,000	453,900				
		57	231,700	280,600	328,200	370,800	387,800	412,300	454,200				
		58	232,600	281,600	329,400	371,500	388,400	412,600	454,700				
		59	233,300	282,500	330,600	372,200	389,000	412,900	455,000				
	 	60	234,000	283,600	331,900	372,900	389,700	413,200	455,300				
	再任用	61	234,700	284,800	332,600	373,400	390,100	413,500	455,600				
	職員以	62	235,500	285,800	333,500	374,000	390,900	413,800	456,000				
	外の職	63	236,200	286,700	334,300	374,700	391,500	414,100	456,300				
	クトマン和政	64	236,900	287,700	335,200	375,400	392,100	414,400	456,600				
	員	65	237,500	288,300	336,100	375,700	392,500	414,700	456,900				
		66	238,100	289,200	336,500	376,400	393,100	415,000					
		67	238,700	289,900	337,200	377,100	393,700	415,300					
		68	239,400	290,800	338,000	377,900	394,300	415,600					
		69	240,100	291,800	338,800	378,200	394,800	415,800					
		70	240,700	292,700	339,600	378,800	395,300	416,200					
		71	241,300	293,500	340,300	379,500	395,800	416,500					
		72	242,000	294,300	341,000	380,100	396,400	416,800					
		73	242,700	295,100	341,500	380,400	396,700	417,000					
		74	243,300	295,600	342,100	381,000	397,100	417,300					
		75	243,900	296,000	342,600	381,700	397,500	417,600					
		76	244,400	296,600	343,200	382,400	397,900	417,800					
		77	245,000	296,800	343,600	382,800	398,200	418,000					
		78	245,800	297,100	344,100	383,300	398,500	418,300					
		79	246,500	297,300	344,500	383,900	398,800	418,600					
		80	247,000	297,700	345,000	384,400	399,200	418,800					
		81	247,500	297,900	345,400	384,900	399,400	419,000					
		82	248,100	298,100	345,900	385,500	399,700	419,300					
		83	248,700	298,500	346,400	386,000	400,000	419,600					
		84	249,200	298,800	346,900	386,400	400,200	419,800					
		85	249,800	299,100	347,200	386,800	400,400	420,000					
		86	250,400	299,400	347,600	387,300	400,700						
		87	251,000	299,700	348,200	387,700	401,000						
		88	251,500	300,100	348,600	388,100	401,200						
		89	252,000	300,400	348,900	388,500	401,400						
		90	252,500	300,900	349,300	389,000	401,700						
		91	252,800	301,200	349,800	389,400	402,000						
		92	253,200	301,600	350,200	389,800	402,200						
		93	253,500	301,800	350,400	390,100	402,400						
		94		302,000	350,800	390,700							
		95		302,300	351,300	391,100							
		96		302,700	351,700	391,500							
		97		302,900	351,900	391,800							
		98		303,200	352,400								
		99		303,600	352,800								
		100		304,000	353,100								
		101		304,200	353,400								
		102		304,500	353,800								
		103		304,900	354,200								
		104		305,300	354,600								
		105		305,500	355,100	<u> </u>		<u> </u>	<u> </u>		<u> </u>		

	令:	和4年12	月23日	<u> </u>	金曜日	愛	知県分	文 報	第	366号	
	106		305,800	355,500							
	107		306,200	355,900							
	108		306,500	356,400							
	109		306,700	356,900							
	110		307,100	357,300							
	111		307,500	357,600							
	112		307,800	357,900							
	113		308,000	358,400							
	114		308,200								
	115		308,500								
	116		308,900								
	117		309,100								
	118		309,400								
	119		309,700								
	120		310,000								
	121		310,400								
	122		310,600								
	123		310,900								
	124		311,200								
	125		311,500								
再任用職員		192,200	220,400	261,300	281,200	296,700	322,700	365,400	399,300	451,600	533,900

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

令和 4 年12月23日	金曜日	愛知県公報	第366号	
別表第三から別表第十一までを次	のように改める)°		

職員の	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
区分	号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 須
	1	円 178,700	円 194,800	円 220,300	円 261,000	円 303,400	円 329,000	円 355,900	円 391,100	432,90
	2	180,400	196,500	222,300	262,900	305,300	331,300	358,200	393,300	434,80
	3	182,300	198,300	224,400	264,700	307,100	333,400	360,600	395,300	436,70
	4	184,000	200,200	226,400	266,500	307,100	335,500	362,800	397,400	438,70
	5	185,400	200,200	228,500	268,300	310,900	337,600	364,900	399,200	440,10
	6	187,400	202,000	230,300	270,100	312,800	339,500	367,000	401,200	441,90
	7							·		
		189,200	206,400	232,300	271,800	314,900	341,200	369,300	403,000	443,50
	8 9	191,200	208,700	234,300	273,500	317,000	342,800	371,500	404,900	445,00
		192,800	210,700	236,400	274,600	318,900	344,600	373,200	406,600	446,70
	10	194,600	213,100	238,300	276,200	321,100	346,900	375,500	408,700	448,40
	11	196,300	215,700	240,100	277,500	323,300	349,200	377,500	410,700	450,00
	12	198,000	218,000	242,000	278,700	325,300	351,500	379,800	412,900	451,70
	13	199,800	220,100	243,800	280,100	327,400	353,600	381,600	414,600	452,80
	14	201,800	221,900	245,800	281,400	329,300	355,700	383,800	416,800	454,50
	15	203,900	223,700	247,700	282,400	331,000	358,000	385,800	418,800	456,30
	16	205,900	225,600	249,700	283,600	332,600	360,100	388,000	421,000	458,10
	17	208,100	227,500	251,200	284,400	334,300	362,200	389,600	422,700	459,80
	18	210,200	229,300	253,000	285,800	336,700	364,200	391,700	424,400	461,60
	19	212,600	231,200	254,900	287,100	338,800	366,300	393,600	426,200	463,50
	20	214,900	233,100	256,700	288,500	341,200	368,400	395,700	427,800	465,20
	21	217,100	234,800	258,400	289,800	343,100	370,200	397,400	429,600	466,80
	22	218,900	236,600	259,700	290,800	345,200	372,200	399,600	431,200	468,60
	23	220,700	238,500	260,900	292,100	347,300	374,100	401,700	432,600	470,20
	24	222,500	240,300	262,200	293,400	349,400	376,200	403,800	434,200	472,10
	25	224,500	242,000	263,500	294,400	351,300	378,000	405,500	435,500	473,60
	26	226,200	243,700	264,700	296,000	353,500	380,000	407,600	436,900	475,00
	27	228,000	245,500	266,000	297,800	355,400	382,100	409,700	438,500	476,60
	28	229,800	247,100	267,200	299,400	357,500	384,100	411,900	440,100	477,90
	29	231,700	248,300	268,100	301,400	359,300	385,900	413,400	441,400	479,10
	30	233,600	250,200	269,100	303,300	361,500	388,100	415,200	443,200	479,80
	31	235,400	252,000	270,300	305,000	363,300	390,200	417,000	444,900	480,60
	32	237,300	253,800	271,400	306,900	365,500	392,300	418,700	446,600	481,30
	33	238,900	255,300	271,900	308,500	366,900	394,200	420,500	448,000	481,80
	34	240,600	256,800	273,100	310,300	368,900	396,400	422,000	449,700	482,60
	35	242,400	258,200	274,100	312,100	370,900	398,500	423,600	451,500	483,30
	36	244,100	259,600	275,100	313,900	373,000	400,500	425,200	453,100	483,90
	37	245,400	260,800	276,000	315,600	375,000	402,200	426,500	454,600	484,20
	38	247,200	262,100	276,900	317,200	377,100	403,800	428,000	455,300	484,90
	39	249,000	263,400	277,900	319,100	379,200	405,100	429,600	456,000	485,40
	40	250,900	264,400	278,700	320,600	381,200	406,500	431,100	456,700	485,90
	41	252,300	265,400	279,800	322,000	383,300	407,800	432,600	457,100	486,40
	42	253,700	266,500	280,900	323,600	385,400	408,900	434,000	457,700	486,80
	43	255,100	267,600	281,900	325,300	387,600	409,900	435,300	458,400	487,20
	44	256,300	268,600	282,700	327,100	389,600	410,900	436,500	459,100	487,60
	45	257,400	269,200	283,900	328,800	391,400	412,200	437,600	459,900	487,90
	46	258,600	270,300	285,300	330,800	393,100	413,400	438,300	460,600	488,30
	47	259,600	271,300	286,600	332,700	394,800	414,500	439,100	461,100	488,80
	48	260,400	271,300	288,100	334,500	396,500	415,700	439,900	461,600	489,20
	49	261,100	273,200	289,800	336,000	397,900	417,100	440,400	462,100	489,50
	10	201,100	413,400						104,100	±03,00

	令	和4年12月	23日	金曜	星日	愛 知	県公報		第366号		
	50	262,000	274,200	291,500	337,600	399,000	417,900	440,800	462,400	489,900	
	51	263,200	275,300	293,100	339,000	400,000	418,700	441,200	462,700	490,300	
	52	264,200	276,200	294,500	340,800	401,000	419,400	441,500	463,200	490,700	
	53	264,700	277,200	295,900	342,300	402,300	419,900	441,900	463,600	491,000	
	54	265,900	277,900	297,600	344,100	403,500	420,700	442,300	463,800	491,400	
	55	266,800	278,900	299,200	345,700	404,600	421,400	442,600	464,100	491,800	
	56	267,900	279,900	300,700	347,500	405,800	422,000	442,900	464,300	492,200	
	57	268,800	280,900	302,200	348,500	407,100	422,700	443,200	464,700	492,500	
	58 50	269,600	282,400	303,800	350,200	408,000	423,100	443,500	464,900		
	59 60	270,400	283,600	305,600	351,800	408,800	423,700	443,800	465,100		
	61	271,300 272,100	285,100 286,600	307,200 308,600	353,500 355,100	409,500 410,000	424,300 424,800	444,100 444,400	465,300 465,700		
	62	272,100	288,300	310,300	356,900	410,000	424,800	444,700	465,700		
	63	273,500	289,600	311,900	358,600	411,400	425,400	445,000	466,100		
	64	274,100	291,100	313,400	360,300	412,200	426,400	445,300	466,300		
	65	275,300	292,500	314,800	362,000	412,500	426,900	445,600	466,700		
	66	276,500	293,700	316,500	363,600	413,200	427,500	446,000	466,900		
	67	277,500	295,100	318,000	365,300	413,900	427,900	446,300	467,100		
	68	278,400	296,300	319,700	366,900	414,500	428,400	446,600	467,400		
	69	279,600	297,900	321,100	368,100	414,900	428,900	446,800	467,800		
再任用	70	281,000	299,300	322,600	369,600	415,400	429,200	447,100	468,000		
	71	282,200	300,900	323,900	370,900	416,100	429,500	447,400	468,200		
職員以	72	283,500	302,200	325,400	372,300	416,600	429,800	447,700	468,400		
外の職	73	284,600	303,400	326,100	373,600	417,100	430,100	447,900	468,800		
	74	285,800	304,700	327,800	374,800	417,500	430,400	448,200			
員	75 - 2	287,100	306,100	329,300	376,100	418,000	430,700	448,500			
	76	288,200	307,400	331,100	377,400	418,500	431,000	448,800			
	77 78	289,300	308,300	332,900	378,800	419,000	431,200	449,000			
	79	290,500 291,600	309,900 311,100	334,600 336,300	380,000 381,200	419,500 420,100	431,500 431,800	449,300 449,600			
	80	291,000	312,600	337,900	382,500	420,700	432,100	449,900			
	81	293,500	314,000	339,700	383,700	421,100	432,300	450,200			
	82	294,600	315,400	341,400	384,900	421,700	432,600	450,500			
	83	295,700	316,500	343,000	386,000	422,200	432,900	450,800			
	84	296,900	318,000	344,800	387,300	422,400	433,200	451,100			
	85	298,000	318,900	346,200	388,400	422,700	433,400	451,300			
	86	299,200	320,400	347,800	389,000	423,200	433,700				
	87	300,100	321,700	349,300	389,500	423,500	434,000				
	88	301,400	323,300	350,800	390,100	423,800	434,200				
	89	302,400	324,800	352,200	390,800	424,100	434,400				
	90	303,600	326,300	353,400	391,400	424,600	434,700				
	91	304,700	327,800	354,700	392,000	425,000	435,000				
	92 93	306,000	329,300	356,000	392,600	425,400	435,200				
	93 94	306,500 307,800	330,600 332,000	357,500 359,000	392,900 393,400	425,700 426,100	435,400				
	94 95	307,800	332,000	360,600	393,400	426,100					
	96	310,300	334,700	362,100	394,500	426,900					
	97	311,400	336,000	363,400	395,000	427,200					
	98	312,600	337,300	364,600	395,400	427,600					
	99	313,900	338,600	365,800	396,000	428,000					
	100	315,100	340,000	367,000	396,500	428,400					
	101	316,300	341,400	368,100	396,900	428,700					
	102	317,300	342,300	369,300	397,400	429,200					
	103	318,500	343,400	370,400	398,000	429,600					
	104	319,500	344,700	371,600	398,500	430,000					
	105	320,300	345,800	372,800	398,800	430,300					
											_

	令和	和4年12月	23日	金曜	目	愛知り	県 公 報		第366号	
	106	320,900	346,900	373,400	399,300	430,700				
	107	321,500	348,000	374,000	399,800	431,100				
	108	322,300	349,100	374,600	400,100	431,500				
	109	322,800	350,300	375,200	400,400	431,800				
	110	323,300	351,300	375,700	400,900					
	111	323,800	352,400	376,200	401,400					
	112	324,400	353,300	376,700	401,900					
	113	325,200	354,200	377,100	402,200					
	114	325,900	355,100	377,500	402,700					
	115	326,700	356,100	378,200	403,300					
	116	327,400	357,200	378,700	403,800					
	117	328,000	358,200	379,100	404,100					
	118	328,800	358,700	379,600	404,600					
	119	329,500	359,300	380,200	405,100					
	120	330,300	359,900	380,700	405,600					
	121	331,000	360,200	380,900	406,000					
	122	331,300	360,700	381,400	406,500					
	123	331,800	361,200	382,000	406,900					
	124	332,300	361,600	382,400	407,400					
	125	332,600	362,000	382,900	407,900					
	126		362,400	383,400	408,400					
	127		362,900	383,900	408,800					
	128		363,300	384,400	409,300					
	129		363,700	384,700	409,700					
	130		364,100	385,200	410,200					
	131		364,500	385,700	410,600					
	132		365,000	386,300	411,100					
	133		365,200	386,600	411,500					
	134		365,700	387,100						
	135		366,100	387,500						
	136		366,400	387,900						
	137		366,700	388,200						
	138		367,100	388,700						
	139		367,600	389,200						
	140		368,100	389,700						
	141		368,400	390,000						
	142		368,900							
	143		369,500							
	144		370,000							
	145		370,300							
再任用 職員		247,300	259,300	263,500	295,500	312,400	326,900	351,000	387,000	419,30

備考この表は、警察官に適用する。

職員の	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
区分	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	100.00
	1	168,300	212,400	340,200	426,90
	2	169,900	214,100	342,400	428,70
	3	171,400	215,800	344,600	430,60
	4	173,000	217,500	346,600	432,30
	5	174,600	219,300	348,800	433,90
	6	176,500	221,000	350,600	435,40
	7	178,400	222,700	352,500	437,40
	8	180,200	224,400	354,100	439,30
	9	182,000	226,200	355,800	441,10
	10	184,100	228,100	358,000	443,00
	11	186,200	230,100	360,100	444,90
	12	188,100	232,000	362,300	446,80
	13	190,100	233,600	364,400	448,50
	14	192,200	235,600	366,500	450,50
	15	194,400	237,700	368,500	452,30
	16	196,500	239,700	370,600	454,20
	17	198,800	241,600	372,200	456,00
	18	201,100	244,300	374,200	457,80
	19	203,700	247,100	376,000	459,70
	20	206,000	249,900	378,100	461,50
	21	208,500	252,500	379,700	463,20
	22	210,100	255,400	381,600	464,90
	23	211,900	258,000	383,500	466,80
	24	213,600	260,800	385,400	468,60
	25	215,100	263,200	386,800	470,30
	26	216,700	265,600	388,600	472,00
	27	218,400	268,200	390,500	473,60
	28	220,100	270,400	392,400	475,10
	29	221,600	273,000	394,200	476,70
	30			·	478,00
	31	223,300	275,400	396,200	479,30
	32	225,100 226,800	277,600 279,800	398,100 400,200	480,70
	33			I	
		228,200	281,900	401,900	481,90
	34	230,100	284,200	403,700	482,60
	35	231,900	286,300	405,300	483,30
	36	233,700	288,300	407,100	484,00
	37	235,200	290,600	408,400	484,70
	38	237,100	292,400	409,900	485,40
	39	238,900	294,300	411,300	486,10
	40	240,700	296,100	412,800	486,80
	41	242,500	297,600	414,500	487,40
	42	244,200	299,700	415,900	488,10
	43	245,900	301,800	417,300	488,90
	44	247,500	304,000	418,800	489,60
	45	248,700	306,100	420,500	490,20
	46	250,100	308,500	421,800	490,90
	47	251,400	310,800	423,300	491,60
	48	252,500	313,400	425,000	492,30
	49	253,800	315,700	426,700	493,00

	令	和 4 年12月23日	金曜日 愛	知県公報	第366号
	50	255,300	318,200	428,100	493,700
	51	256,500	320,500	429,800	494,400
	52	257,900	322,800	431,300	495,100
	53	259,100	324,900	433,000	495,700
	54	260,300	326,800	434,600	496,400
	55	261,600	328,400	436,200	497,200
	56	262,700	330,000	437,900	497,900
	57	264,000	332,000	439,400	498,500
	58	264,700	334,100	440,900	499,200
	59	265,800	336,300	442,200	499,900
	60	266,900	338,300	443,400	500,600
	61	268,000	340,500	444,600	501,200
	62	268,900	342,600	446,000	
	63	270,000	344,900	447,300	
	64	270,800	347,100	448,500	
	65	272,200	348,900	449,700	
	66	273,600	351,100	451,000	
	67	275,000	353,200	452,200	
	68	276,700	355,400	453,400	
	69	278,000	357,300	454,700	
	70	279,300	359,200	455,900	
	71	280,700	361,300	457,100	
	72	282,000	363,300	458,300	
	73	283,000	365,000	459,500	
	74	284,300	366,900	460,100	
	75	285,600	368,700	460,600	
	76	286,600	370,700	461,100	
	77	287,500	372,500	461,600	
再任用	78	288,600	374,300	462,200	
職員以	79	289,600	376,000	462,700	
収貝以	80	290,600	377,700	463,300	
外の職	81 82	291,700	379,200	463,800	
員	83	293,000 294,200	380,700	464,400	
	84	294,200	382,300 383,700	464,900 465,400	
	85	295,400	384,800	465,900	
	86	297,600	386,300	466,500	
	87	298,600	387,700	467,000	
	88	299,800	389,000	467,600	
	89	301,000	390,300	468,100	
	90	302,100	391,700	468,700	
	91	303,300	392,900	469,200	
	92	304,500	394,200	469,700	
	93	305,000	395,600	470,200	
	94	306,100	396,700		
	95	307,200	398,000		
	96	308,400	399,300		
	97	309,500	400,700		
	98	310,600	401,700		
	99	311,600	402,800		
	100	312,700	403,900		
	101	313,700	404,800		
	102	314,800	405,800		
	103	315,900	406,900		
	104	316,900	408,100		
	105	317,500	408,800		

	令和	和4年12月23日	金曜日 愛	知 県 公 報	第366号	
1 1 1	106	318,500	409,700			
	107	319,300	410,600			
	108	320,100	411,500			
	109	321,000	412,400			
	110	321,400	413,300			
	111	321,800	414,100			
	112	322,400	414,900			
	113	323,000	415,500			
	114	323,400	416,300			
	115	323,900	417,000			
	116	324,400	417,700			
	117	325,000	418,300			
	118	325,500	418,800			
	119	325,900	419,200			
	120	326,500	419,600			
	121	327,000	420,000			
	122	327,400	420,400			
	123	327,900	420,700			
	124	328,400	420,900			
	125	329,000	421,100			
	126	329,300	421,400			
	127	329,600	421,700			
	128	329,900	421,900			
	129	330,100	422,100			
	130	330,400	422,400			
	131	330,800	422,700			
	132 133	331,100	422,900 423,100			
	134	331,300 331,500	423,400			
	135	331,700	423,700			
	136	332,000	423,900			
	137	332,300	424,100			
	138	332,500	424,400			
	139	332,800	424,800			
	140	333,100	425,000			
	141	333,300	425,200			
	142	333,500	425,500			
	143	333,800	425,800			
	144	334,000	426,000			
	145	334,300	426,200			
	146	334,500	426,500			
	147	334,800	426,800			
	148	335,200	427,000			
	149	335,400	427,200			
	150	335,600	427,500			
	151	335,900	427,800			
	152	336,200	428,000			
	153	336,400	428,200			
	154	336,600				
	155	336,900				
	156	337,200				
	157	337,400				
	158	337,600				
	159	337,900				
	160	338,200				
	161	338,400				i

令	和 4 年12月23日	金曜日	愛知県	具公報	第366号
再任用 職員	239,600		280,900	339,000	425,200
助教諭、 (二) この表	講師、実習助手及び寄宿	音告指導員並びに ち、その職務の網	工人事委員会規 及が3級である¶	則で定める職員に	栄養教諭、助教諭、養護 適用する。 規則で定めるものの給料

第366号

職員の	職務の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
区分	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	円 100 200	円	円 972 000	円 202 100	41C 50
	1	168,300	184,500	273,900	303,100	416,500
	2	169,900	186,700	276,400	305,800	418,00
	3	171,400	188,800	278,700	308,600	419,50
	4	173,000	191,100	281,000	311,100	421,10
	5	174,600	193,100	283,400	313,700	422,50
	6	176,500	195,200	285,800	315,800	423,90
	7	178,400	197,300	288,100	318,200	425,50
	8	180,200	199,500	290,200	320,300	427,10
	9	182,000	201,700	292,400	322,500	428,50
		184,100	204,400	294,700	324,800	430,00
	11	186,200	207,100	297,100	327,300	431,40
	12	188,100	209,700	299,200	329,800	432,70
	13	190,100	212,400	301,700	332,300	434,10
	14	192,200	214,100	303,500	334,200	435,50
	15	194,400	215,800	305,500	336,200	436,90
	16	196,500	217,500	307,200	338,300	438,40
	17	198,800	219,300	309,000	340,200	439,60
	18	201,100	221,000	311,400	342,400	440,90
	19	203,700	222,700	313,700	344,600	442,20
	20	206,000	224,400	316,100	346,600	443,50
	21	208,500	226,200	318,400	348,800	444,60
	22	210,100	228,100	320,800	350,600	445,80
	23	211,900	230,100	323,100	352,500	447,20
	24	213,600	232,000	325,700	354,100	448,50
	25	215,100	233,600	328,200	355,800	449,80
	26	216,600	235,600	330,500	357,700	451,10
	27	218,200	237,700	332,800	359,600	452,10
	28	219,800	239,700	335,000	361,600	453,20
	29	221,500	241,600	337,100	363,400	454,50
	30	223,200	244,300	338,700	365,300	455,30
	31	225,000	247,100	340,400	367,000	456,10
	32	226,700	249,900	342,000	368,900	457,00
	33	228,000	252,500	343,900	370,300	457,90
	34	229,800	255,400	346,000	372,000	458,40
	35	231,500	258,000	348,200	373,600	459,00
	36	233,200	260,800	350,200	375,400	459,50
	37	234,600	263,200	352,300	377,300	460,00
	38	236,300	265,600	354,200	378,900	460,50
	39	238,100	268,200	356,200	380,200	461,00
	40	239,800	270,400	358,200	381,800	461,50
	41	241,500	273,000	359,700	383,000	462,00
	42 43	243,200	275,400	361,600	384,400	462,50
		244,800	277,600	363,200	385,800	463,10
	44	246,500	279,800	365,000	387,400	463,60
	45	248,100	281,900	366,800	388,800	464,10
	46	249,700	284,200	368,500	390,500	464,60
	47	251,000	286,300	369,900	392,100	465,10
	48	252,300	288,300	371,500	393,600	465,60
	49	253,400	290,600	372,700	395,100	466,10

	令和	和4年12月23日	金曜日	愛知県公報	第366	号
	50	254,800	292,400	374,300	396,600	466,600
	51	256,200	294,300	375,900	398,100	467,100
	52	257,300	296,100	377,500	399,600	467,700
	53	258,500	297,600	379,000	400,800	468,200
	54	259,900	299,700	380,500	402,100	468,700
	55	260,900	301,800	382,100	403,300	469,200
	56	261,900	304,000	383,600	404,400	469,700
	57	263,200	306,100	385,100	405,800	470,200
	58	264,200	308,500	386,600	407,000	470,700
	59	265,300	310,800	388,000	408,300	471,200
	60	266,300	313,400	389,300	409,600	471,800
	61	267,600	315,700	390,200	410,800	472,300
	62	268,300	318,200	391,500	411,900	
	63	269,200	320,500	392,700	413,300	
	64	269,800	322,800	393,800	414,600	
	65	270,800	324,900	394,800	415,800	
	66	272,300	326,800	396,000	417,000	
	67	273,400	328,400	397,000	418,200	
	68	274,700	330,000	398,100	419,300	
	69	276,300	332,000	399,400	420,400	
	70	277,800	334,100	400,400	421,600	
	71	279,100	336,300	401,500	422,800	
	72	280,600	338,300	402,700	424,000	
	73	281,400	340,500	403,800	424,700	
	74	282,400	342,600	404,900	425,500	
	75	283,600	344,900	406,000	426,200	
	76	284,700	347,100	407,100	426,700	
	77	285,900	348,900	408,100	427,000	
	78	286,900	350,800	409,000	427,400	
	79	288,200	352,600	410,000	427,800	
再任用	80	289,100	354,400	411,000	428,200	
	81	290,300	356,200	411,900	428,500	
職員以	82	291,100	358,100	412,700	429,000	
外の職	83	292,100	359,500	413,400	429,400	
	84	293,200	361,400	414,200	429,700	
員	85	294,100	362,600	414,900	430,000	
	86	295,000	364,200	415,700	430,400	
	87	295,700	365,800	416,500	430,800	
	88	296,800	367,300	417,200	431,100	
	89	297,800	368,600	417,800	431,400	
	90	298,700	370,000	418,500	431,700	
	91	299,600	371,400	419,000	432,000	
	92	300,400	372,800	419,700	432,200	
	93	300,700	374,400	420,100	432,400	
	94	301,500	375,700	420,600	432,700	
	95	302,200	377,000	420,900	433,000	
	96	303,000	378,300	421,200	433,300	
	97	303,800	379,300	421,500	433,500	
	98	304,600	380,300	421,800	433,800	
	99	305,500	381,300	422,100	434,100	
	100	306,200	382,400	422,300	434,300	
	101	307,100	383,300	422,500	434,500	
	102	307,600	384,300	422,800	434,800	
	103	308,100	385,300	423,100	435,100	
	104	308,600	386,400	423,300	435,300	
	105	308,800	387,200	423,500	435,500	

令和	和4年12月23日	金曜日	愛知県公報	第366号	
106	309,200	388,100	423,800		
107	309,600	389,000	424,100		
108	309,800	390,000	424,300		
109	310,000	390,900	424,600		
110	310,200	391,900			
111	310,500	392,900			
112	310,800	393,900			
113	311,000	394,500			
114	311,200	395,500			
115	311,400	396,400			
116	311,700	397,300			
117	312,000	398,100			
118	312,300	398,800			
119	312,600	399,700			
120	312,900	400,500			
121	313,100	401,100			
122 123	313,300	401,900			
123	313,500 313,900	402,600 403,400			
125	313,900	404,000			
126	314,200	404,700			
127		405,200			
128		405,800			
129		406,500			
130		407,100			
131		407,700			
132		408,200			
133		408,500			
134		408,800			
135		409,100			
136		409,400			
137		409,700			
138		410,000			
139		410,300			
140		410,600			
141		410,900			
142		411,200			
143 144		411,500			
145		411,900 412,100			
146		412,400			
147		412,700			
148		412,900			
149		413,100			
150		413,400			
151		413,700			
152		413,900			
153		414,100			
154		414,400			
155		414,700			
156		414,900			
157		415,100			
158		415,400			
159		415,700			
160		415,900			
161	l	416,200		İ	I

	令	和4年12月23日	金曜日	愛知県分	、 報 第	366号
	162		416,500			
	163		416,800			
	164		417,000			
	165		417,200			
再任用 職員		230,600	277,600	305,300	332,200	414,900

- 備考(一)この表は、中学校、小学校又は義務教育学校に勤務する校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教 諭、助教諭、養護助教諭及び講師並びに人事委員会規則で定める職員に適用する。
 - (二) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

職員の	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
区分	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	円	円	円	円	F
	1	192,400	226,800	287,700	358,000	488,400
	2	195,000	229,000	290,800	361,000	490,700
	3	197,600	231,000	293,700	363,700	493,00
	4	200,300	233,200	296,600	366,900	495,10
	5	203,100	235,100	299,200	369,800	497,00
	6	205,800	237,200	301,800	371,600	499,00
	7	208,600	239,300	304,100	373,900	500,90
	8	211,500	241,400	306,500	376,400	502,90
	9	214,300	243,600	308,800	378,500	504,90
	10	217,100	246,100	311,400	380,700	507,00
	11	220,100	248,500	313,900	382,900	508,90
	12	222,800	251,000	316,400	384,800	510,90
	13	225,400	253,000	318,700	386,700	512,60
	14	227,000	255,400	320,700	388,900	514,50
	15	228,900	257,700	322,800	390,900	516,30
	16	230,600	260,100	324,500	392,500	518,20
	17	232,300	262,300	327,000	394,400	520,00
	18	234,100	265,500	329,200	396,800	521,70
	19	235,900	268,700	331,700	399,200	523,60
	20	237,500	271,900	333,900	401,500	525,50
	21	239,400	274,700	336,000	404,000	527,20
	22	241,400	277,800	338,700	406,500	528,80
	23	243,400	280,800	341,100	409,300	530,40
	24	245,500	283,800	344,200	412,000	532,00
	25	247,100	286,400	346,900	414,300	533,50
	26	249,000	289,100	349,400	416,900	534,90
	27	251,000	291,600	352,100	419,200	536,40
	28	253,000	294,300	354,900	421,800	537,70
	29	254,800	297,000	357,600	423,600	538,80
	30	256,700	299,100	360,100	426,200	539,90
	31	258,800	301,200	362,500	428,500	540,90
	32	260,800	303,300	364,900	431,000	541,90
	33	262,700	305,200	367,200	432,600	542,70
	34	264,700	307,300	369,200	435,000	543,50
	35	266,600	309,500	370,800	437,200	544,50
	36	268,600	311,400	372,200	439,600	545,40
	37	269,800	313,400	374,300	441,700	546,20
	38	271,400	315,100	376,400	443,900	547,10
	39	272,900	316,800	378,700	446,300	547,70
	40	274,400	318,400	380,900	448,600	548,20
	41	276,000	319,700	383,200	451,100	548,90
	42	277,100	321,700	385,200	453,300	549,60
	43	278,000	323,500	387,400	455,800	550,30
	44	279,000	325,600	389,500	458,200	550,80
	45	280,000	327,700	391,100	460,400	551,30
	46	280,900	329,700	393,100	462,400	551,30 552,00
	47	281,500	331,900	395,000	464,600	552,00 552,70
	48	282,200	331,900	395,000 397,000	466,800	552,70 553,30
	49					
	49	283,100	336,500	397,900	469,100	553,80

	令和	4年12月23日	金曜日	愛知県公報	第366号	
	50	283,600	338,800	399,800	471,200	1
	51	284,200	341,000	401,400	473,600	
	52	284,800	343,000	403,300	475,900	
	53	285,500	345,200	404,300	477,700	
	54	286,100	346,800	405,900	479,300	
	55	286,700	348,200	407,400	481,100	
	56	287,300	349,400	409,200	482,900	
	57	288,200	351,100	410,500	484,400	
	58	289,300	353,100	412,300	485,500	
	59	290,200	354,800	413,900	486,600	
	60	291,600	356,900	415,500	487,700	
	61	292,600	358,700	416,900	488,900	
	62	294,000	360,600	418,500	490,000	
	63	295,100	362,500	420,000	491,100	
	64	296,200	364,300	421,700	492,200	
	65	297,200	366,100	423,100	493,300	
	66	298,300	368,000	424,100	494,400	
	67	299,500	369,800	425,200	495,400	
再任用	68	300,600	371,600	426,100	496,500	
丹江川	69	301,500	373,100	427,100	497,500	
職員以	70	302,200	374,900	428,100	498,500	
外の職	71	303,000	376,600	429,300	499,500	
ノトマン相联	72	303,800	378,400	430,200	500,600	
員	73	304,900	379,700	430,900	501,600	
	74	306,000	381,300	431,700	502,600	
	75	307,100	382,800	432,700	503,600	
	76	308,200	384,400	433,800	504,600	
	77	308,900	386,000	434,800	505,500	
	78	309,900	387,800	435,800	506,400	
	79	310,700	389,400	436,800	507,300	
	80	311,600	391,100	437,800	508,200	
	81	312,300	392,600	438,500	509,000	
	82	313,200	394,100	439,400	509,800	
	83	314,200	395,700	440,300	510,700	
	84	315,100	397,300	441,100	511,500	
	85	315,500	398,300	442,100	512,000	
	86	316,200	399,700	442,900	512,700	
	87	316,900	401,100	443,700	513,500	
	88	317,800	402,400	444,600	514,400	
	89	318,800	403,900	445,300	515,100	
	90	319,600	405,000	445,800	515,900	
	91	320,400	406,100	446,500	516,500	
	92	321,100	407,300	446,900	516,900	
	93	321,800	408,200	447,400	517,400	
	94	322,600	409,300	447,900	518,000	
	95	323,300	410,400	448,300	518,600	
	96	324,000	411,400	448,700	519,100	
	97	324,400	412,400	448,900	519,500	
	98	324,800	413,400	449,300		
	99	325,200	414,400	449,600		
	100	325,600	415,300	449,900		
	101	325,900	416,200	450,300		
	102	326,300	417,200	450,600		
	103	326,700	418,200	450,900		
	100	,				
	104	327,100	419,200	451,200		

令	和 4 年12月23日	金曜日	愛知県分	公報 第	366号
106	328,000	420,600	451,700		
107	328,500	421,300	452,000		
108	329,000	421,900	452,200		
109	329,400	422,400	452,400		
110	329,900	422,800	452,700		
111	330,300	423,100	453,000		
112	330,900	423,400	453,200		
113	331,200	423,600	453,400		
114	331,700	423,900			
115	332,100	424,200			
116	332,600	424,600			
117	332,900	424,800			
118	333,300	425,100			
119	333,800	425,400			
120	334,300	425,600			
121	334,500	425,800			
122	335,000	426,100			
123	335,500	426,400			
124	335,800	426,600			
125	336,000	426,800			
126	336,300				
127	336,800				
128	337,300				
129	337,500				
130	337,900				
131	338,400				
132	338,800				
133	339,000				
134	339,500				
135	340,000				
136	340,200				
137	340,500				
138	340,900				
139	341,300				
140	341,700				
141	342,200				
再任用 職員	253,600	300,300	318,200	384,600	480,300

備考 この表は、看護専門学校に勤務する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

職員の	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
区分	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	円 154 000	円 202 600	円 201 500	円 241 500	四 209 100	525.00
	1 2	154,000	203,600	291,500	341,500	398,100	535,90 539,00
	3	155,100 156,400	206,200 208,700	294,000 296,300	343,800 345,800	401,100 403,800	539,00 542,20
	4	156,400		296,300	345,800	403,800	
	5	157,500	211,300 213,800	301,100	347,800 349,500	406,600	545,40 548,60
	6	159,900	216,200	303,000	351,200	411,500	551,00
	7	161,300	218,500	305,000	352,900	411,300	553,50
	8	162,600	220,800	306,800	354,200	417,100	555,90
	9	163,600	222,900	308,600	355,900	419,600	558,40
	10	165,400	225,300	311,100	358,000	422,300	560,10
	11	167,000	227,800	313,400	360,100	425,100	562,10
	12	168,700	230,200	316,000	362,100	427,900	564,00
	13	170,100	232,200	318,200	364,100	430,600	565,80
	14	172,000	234,700	320,600	366,100	433,400	567,10
	15	174,000	237,300	323,100	367,900	436,200	568,30
	16	176,000	239,700	325,800	369,900	439,000	569,30
	17	177,700	242,000	328,300	371,600	441,500	570,50
	18	179,800	244,800	330,500	373,600	444,200	571,20
	19	182,000	247,800	332,600	375,300	446,800	571,80
	20	184,000	250,800	334,600	377,300	449,400	572,40
	21	186,200	253,300	336,800	378,900	452,000	573,10
	22	188,400	256,100	338,400	380,900	454,700	,
	23	190,700	258,700	339,900	382,700	457,300	
	24	192,900	261,400	341,300	384,600	459,900	
	25	195,000	264,000	343,200	386,000	462,100	
	26	197,200	266,400	345,200	387,800	464,500	
	27	199,400	268,800	347,000	389,700	467,000	
	28	201,500	271,000	348,900	391,700	469,600	
	29	203,700	273,500	350,800	393,400	472,200	
	30	205,200	275,700	352,600	395,400	474,700	
	31	207,100	277,600	354,100	397,300	477,300	
	32	208,800	279,700	355,800	399,300	479,800	
	33	210,600	281,400	357,100	400,900	482,200	
	34	212,600	283,400	358,500	402,700	484,700	
	35	214,500	285,500	359,800	404,400	487,100	
	36	216,500	287,300	361,400	406,200	489,700	
	37	218,000	289,300	362,600	407,400	492,100	
	38	220,000	290,400	364,000	409,000	494,700	
	39	221,900	291,600	365,300	410,400	497,200	
	40	223,800	292,900	366,700	411,900	499,700	
	41	225,700	294,100	367,400	413,300	502,100	
	42	227,600	294,800	368,500	414,600	504,300	
	43	229,600	295,400	369,800	416,200	506,600	
	44	231,500	296,100	370,900	417,800	508,800	
	45	233,300	296,900	372,000	419,200	510,600	
	46	235,200	298,000	373,200	420,500	512,100	
	47	237,100	299,100	374,600	422,100	513,700	
	48	238,900	300,200	375,700	423,700	515,300	
	49	240,500	301,500	376,800	425,100	517,000	

	令和	和4年12月23日	金曜日	愛	知県公報	第366号	
	50	242,400	302,700	378,200	426,500	518,500	1
	51	244,100	303,700	379,500	428,000	519,900	
	52	245,800	304,600	380,800	429,500	521,400	
	53	247,100	305,800	381,500	430,900	522,500	
	54	248,800	306,800	382,600	432,300	523,800	
	55	250,500	308,000	383,500	433,800	525,000	
	56	252,000	308,900	384,500	435,200	526,200	
	57	253,200	309,500	385,300	436,300	527,200	
再任用	58	254,500	310,300	386,200	437,700	528,200	
	59	255,400	311,300	386,900	439,100	529,200	
職員以	60	256,300	312,200	387,600	440,400	530,200	
外の職	61	257,300	313,100	388,200	441,200	531,400	
員	62	258,300	314,300	388,900	442,200	532,300	
	63	259,200	315,400	389,800	443,200	533,000	
	64	260,100	316,500	390,800	444,100	533,700	
	65 cc	261,000	317,300	391,400	445,000	534,500	
	66 67	261,900	318,500	392,200	445,800	535,300	
	68	262,800 263,400	319,400 320,400	393,000 393,800	446,500 447,300	536,200 537,000	
	69	264,200	320,400	394,400	447,700	537,700	
	70	265,500	322,500	395,200	448,300	538,500	
	71	266,900	323,600	395,900	448,800	539,300	
	72	268,100	324,700	396,600	449,300	540,200	
	73	269,400	325,200	397,300	449,800	540,900	
	74	270,800	326,200	397,900	450,500	541,700	
	75	272,100	327,400	398,500	451,000	542,500	
	76	273,100	328,500	399,300	451,500	543,300	
	77	274,100	329,600	400,000	452,000	544,100	
	78	275,300	330,600	400,600	452,600		
	79	276,500	331,600	401,200	453,100		
	80	277,400	332,500	401,800	453,600		
	81	278,600	333,600	402,400	454,100		
	82	279,900	334,400	403,000	454,800		
	83	281,100	335,200	403,700	455,300		
	84	282,100	336,000	404,300	455,800		
	85	283,200	336,500	404,800	456,300		
	86	284,300	337,000	405,300	456,900		
	87	285,400	337,500	405,800	457,400		
	88 89	286,400	338,000	406,500	457,900		
	90	287,200 288,500	338,300 338,800	406,900 407,400	458,400		
	91	289,500	339,400	407,400			
	92	290,700	339,400	408,000			
	93	291,600	340,200	409,100			
	94	292,700	340,600	409,600			
	95	293,700	341,100	410,100			
	96	294,700	341,600	410,800			
	97	295,000	342,100	411,200			
	98	295,900	342,600	411,800			
	99	296,700	343,100	412,300			
	100	297,600	343,700	413,000			
	101	298,500	344,200	413,400			
	102	299,200	344,700	413,900			
	103	299,900	345,200	414,400			
	104	300,600	345,700	415,100			
	105	301,400	346,200	415,500	<u> </u>		

	令	和 4 年12月23日	金曜	醒日 愛	知県公報	第366	号
Ī	106	301,900	346,600	416,100			
	107	302,400	347,100	416,600			
	108	302,900	347,500	417,300			
	109	303,100	348,100	417,700			
	110	303,500	348,500	418,200			
	111	303,800	349,000	418,700			
	112	304,100	349,400	419,400			
	113	304,400	349,900	419,800			
	114	304,700	350,300				
	115	305,000	350,800				
	116	305,400	351,200				
	117	305,700	351,700				
	118	306,100	352,200				
	119	306,400	352,600				
	120	306,800	353,000				
	121	307,100	353,400				
再任 職員		222,700	264,900	290,300	333,700	393,600	535,700

備考 この表は、研究所等で人事委員会規則で定めるもの(以下「研究所等」という。)に勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

第366号

別表第八 医療職給料表(一)(第四条関係)

職員の	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
区分	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	,	円	円	円	円	F. 0.0.10
	1	259,700	346,500	410,000	483,000	580,100
	2	262,200	349,600	413,000	485,400	583,30
	3	264,800	352,500	415,600	487,600	586,40
	4	267,400	355,400	418,400	490,000	589,60
	5	269,600	358,200	420,900	492,200	592,60
	6	273,500	361,300	423,200	494,500	595,00
	7	277,400	364,400	425,400	496,700	597,50
	8	281,300	367,300	427,300	499,000	600,00
	9	285,000	369,800	429,600	501,000	602,20
	10	289,100	372,400	432,300	503,200	603,80
	11	293,200	375,200	435,000	505,300	605,30
	12	297,300	378,100	437,800	507,500	606,80
	13	301,100	381,000	440,200	509,600	608,40
	14	305,200	384,600	442,800	511,800	609,50
	15	309,100	387,700	445,200	513,900	610,60
	16	313,000	391,400	447,800	516,100	611,50
	17	316,700	394,900	449,800	518,200	612,80
	18	320,300	397,600	452,300	520,300	613,80
	19	323,900	400,200	454,700	522,300	614,80
	20	327,500	402,800	457,100	524,400	615,80
	21	331,200	405,600	458,600	526,200	616,90
	22	335,000	407,900	461,100	528,100	
	23	338,400	409,800	463,500	530,000	
	24	341,800	411,400	465,800	532,000	
	25	345,400	413,500	467,900	533,700	
	26	348,000	415,800	470,200	535,600	
	27	350,600	418,100	472,500	537,400	
	28	353,000	420,500	474,800	539,200	
	29	355,400	422,800	477,000	540,900	
	30	357,300	425,000	479,300	542,700	
	31	359,100	427,000	481,700	544,600	
	32	361,200	429,200	483,900	546,400	
	33	363,400	431,100	486,000	548,000	
	34	365,800	432,900	488,100	549,900	
	35	367,900	434,800	490,300	551,600	
	36	370,300	436,800	492,400	553,500	
	37	1				
		372,400	438,800	494,600	555,100	
	38	374,900	440,800	496,400	556,700	
	39	377,100	442,800	498,300	558,200	
	40	379,200	444,800	500,100	559,800	
	41	381,400	446,700	501,900	561,400	
	42	382,500	448,500	503,700	562,800	
	43	383,300	450,300	505,500	564,200	
	44	384,000	452,100	507,400	565,600	
	45	385,200	453,900	509,000	566,800	
再任用	46	386,700	455,800	510,800	567,800	
職員以	47	388,200	457,600	512,600	568,800	
	48	389,700	459,400	514,500	569,900	
外の職	49	390,900	461,200	516,100	570,900	

	令和4	4年12月23日	金曜日	愛知県公報	第366号
員	50	391,900	463,000	517,400	571,800
	51	392,900	464,800	518,800	572,700
	52	393,700	466,600	520,100	573,600
	53	394,600	468,600	521,100	574,500
	54	395,600	469,800	522,400	575,400
	55	396,300	471,000	523,800	576,300
	56	397,200	472,300	525,100	577,200
	57	397,900	473,500	526,100	578,200
	58	398,800	474,500	527,000	579,100
	59	399,700	475,500	527,800	580,000
	60	400,500	476,600	528,600	580,700
	61	401,000	477,400	529,500	581,600
	62	401,500	478,100	530,300	582,600
	63	401,900	478,800	531,300	583,500
	64	402,400	479,500	532,100	584,400
	65	402,700	480,300	533,000	585,300
	66		481,000	533,900	586,200
	67		481,700	534,600	587,200
	68		482,300	535,600	588,100
	69		482,600	536,500	589,000
	70		483,300	537,300	589,900
	71		484,000	538,200	590,800
	72		484,800	539,100	591,800
	73		485,200	540,000	592,700
	74		485,800	540,900	593,600
	75		486,500	541,800	594,500
	76		487,200	542,500	595,500
	77		487,600	543,300	596,400
	78		488,200	544,300	597,300
	79		488,900	545,200	598,200
	80		489,400	546,100	599,100
	81		490,000	546,900	600,100
	82		490,500	547,800	
	83		491,000	548,800	
	84		491,500	549,700	
	85		491,900	550,500	
	86		492,500	551,400	
	87		493,000	552,300	
	88		493,500	553,300	
	89		494,000	554,100	
	90		494,600	001,100	
	91		495,200		
	92		495,600		
	93		496,100		
	94		496,700		
	95		497,400		
	96		497,400		
	97		498,500		
再任用					
職員		303,300	346,700	402,400	477,200 579,5

別表第九 医療職給料表(二)(第四条関係)

職員の	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
区分	号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
	1	円 158,800	円 196,100	円 232,200	円 258,500	円 288,900	円 334,800	円 380,000	447,700
	2	160,300	197,700	233,900	259,600	290,800	336,900	382,800	450,400
	3	161,700	199,400	235,500	260,800	293,000	339,100	385,400	452,900
	4	163,100	201,000	237,200	262,100	295,000	341,400	388,200	455,600
	5	164,400	202,500	238,600	263,400	297,200	343,200	390,700	458,000
	6	166,200	204,100	240,200	264,600	299,300	345,500	393,400	460,60
	7	167,900	205,700	241,800	265,700	301,300	347,500	396,100	463,20
	8	169,600	207,300	243,400	266,800	303,300	349,800	398,800	465,70
	9	171,200	208,900	244,300	268,100	305,200	351,600	401,000	468,20
	10	173,000	210,600	245,800	268,800	307,100	353,800	403,400	470,60
	11	174,600	212,300	247,200	269,700	308,700	355,900	405,600	473,30
	12	176,400	214,000	248,300	270,500	310,400	358,100	407,900	475,800
	13	177,900	215,400	249,900	271,700	312,400	359,600	410,000	478,300
	14	179,700	217,100	251,200	272,800	314,400	361,700	412,100	479,80
	15	181,700	218,700	252,400	274,000	316,500	363,600	414,100	481,20
	16	183,500	220,400	253,700	275,100	318,600	365,700	416,300	482,50
	17	185,400	221,800	254,600	276,700	320,600	367,500	418,100	483,70
	18	187,000	223,400	255,800	278,400	322,700	369,600	420,100	485,10
	19	188,800	225,200	256,900	280,200	324,800	371,600	422,100	486,40
	20	190,700	226,900	258,000	281,900	327,000	373,700	424,200	487,70
	21	192,200	228,200	259,500	283,600	328,800	375,500	426,100	489,00
	22	192,200	229,800	260,300	285,400	330,900	377,500	427,700	490,40
	23	195,700	231,200	261,200	287,100	332,700	377,300	427,700	491,80
	24	196,800	232,800	262,100	288,800				493,10
	25		232,800			334,700 336,500	381,800	430,900	493,100
	26	198,500		263,200	290,500		383,300	432,400	
	26 27	199,800	235,400	264,300	292,200	338,400	385,100	433,800	495,80
	28	201,300 202,800	236,700	265,400	294,100	340,500	387,000	435,100	497,300
		•	238,000	266,600	295,700	342,500	388,700	436,400	498,70
	29	204,300	239,200	268,100	297,200	343,900	390,600	437,800	500,10
	30	205,500	240,500	269,700	298,800	345,700	392,100	439,000	501,20
	31	206,800	242,100	271,400	300,400	347,400	393,700	440,200	502,40
	32	208,200	243,400	272,900	302,200	349,300	395,500	441,300	503,50
	33	209,600	244,400	274,200	303,900	351,000	396,800	442,600	504,600
	34	211,000	245,800	276,000	305,700	352,900	398,100	443,800	505,500
	35	212,400	246,700	277,600	307,500	354,800	399,500	445,000	506,50
	36	213,800	247,900	279,200	309,400	356,700	400,700	446,300	507,400
	37	214,900	249,200	280,700	310,700	358,500	401,800	447,600	508,400
	38	216,300	250,400	282,200	312,400	360,200	403,000	448,400	
	39	217,600	251,500	283,900	314,000	361,900	404,200	448,800	
	40	218,900	252,600	285,300	315,600	363,600	405,300	449,500	
	41	220,100	253,700	286,500	317,300	364,900	406,100	450,000	
	42	221,300	254,700	287,900	319,100	366,000	406,900	450,500	
	43	222,500	255,600	289,500	320,700	367,200	407,800	450,900	
	44	223,700	256,400	291,000	322,500	368,400	408,600	451,300	
	45	224,900	257,500	292,600	323,400	369,700	409,000	451,700	
	46	226,000	258,900	294,300	324,800	370,500	409,600	452,100	
	47	227,000	260,200	296,000	326,300	371,700	410,100	452,500	
	48	228,000	261,400	297,700	328,000	372,800	410,500	452,800	
	49	229,000	263,000	298,900	329,400	373,900	410,900	453,100	

	令和	和4年12月25	3日	金曜日	愛	知 県 公	報	第366号	
	50	229,900	264,400	300,500	330,800	374,900	411,200	453,500	
	51	230,800	265,600	301,900	332,000	375,900	411,500	453,800	
	52	231,700	266,900	303,500	333,300	376,900	411,900	454,100	
	53	232,000	267,900	304,800	334,400	377,800	412,200	454,500	
田 田 田	54	232,900	269,200	306,400	335,500	378,600	412,500	454,900	
再任用	55	233,500	270,500	307,800	336,600	379,500	412,800	455,200	
職員以	56	234,300	271,700	309,400	337,600	380,400	413,100	455,500	
外の職	57	235,000	272,500	310,400	338,100	380,900	413,400	455,800	
	58	235,700	273,700	311,600	339,000	381,700	413,700	456,200	
員	59	236,300	274,900	312,800	339,900	382,600	414,000	456,500	
	60	237,000	276,100	314,300	340,800	383,400	414,400	456,800	
	61	237,700	277,000	315,600	341,600	383,800	414,600	457,100	
	62	238,300	278,100	316,800	341,900	384,500	414,900	457,500	
	63	238,900	279,200	318,200	342,500	385,200	415,200	457,800	
	64	239,600	280,400	319,400	343,200	385,900	415,500	458,100	
	65	240,200	281,200	320,800	343,900	386,400	415,700	458,400	
	66	240,900	282,300	321,600	344,600	387,000	416,100		
	67	241,700	283,200	322,500	345,300	387,700	416,400		
	68	242,400	284,400	323,300	346,000	388,300	416,700		
	69	243,000	285,400	323,900	346,700	388,700	416,900		
	70	243,600	286,400	324,600	347,200	389,200	417,200		
	71	244,200	287,500	325,300	347,900	389,700	417,500		
	72	244,700	288,700	325,900	348,500	390,200	417,800		
	73	245,400	289,300	326,700	348,800	390,900	418,000		
	74	246,100	290,000	326,900	349,400	391,400	418,300		
	75	246,800	290,500	327,500	349,900	392,000	418,600		
	76	247,300	291,300	328,100	350,500	392,600	418,900		
	77	247,700	292,100	328,700	351,000	393,100	419,100		
	78	248,200	292,800	329,200	351,500	393,600	419,400		
	79	248,700	293,400	329,700	352,100	394,100	419,700		
	80	249,000	294,000	330,200	352,500	394,600	420,000		
	81	249,300	294,700	330,900	352,800	395,000	420,200		
	82	249,700	295,200	331,400	353,100	395,500	420,600		
	83	250,000	295,600	331,800	353,500	395,900	420,900		
	84	250,300	296,000	332,300	353,800	396,300	421,200		
	85	250,600	296,200	332,800	354,300	396,700	421,400		
	86		296,400	333,200	354,600	397,200	421,700		
	87		296,700	333,400	354,900	397,600	422,000		
	88		296,900	333,800	355,200	398,000	422,300		
	89		297,300	334,200	355,600	398,400	422,500		
	90		297,500	334,600	355,900	399,000			
	91		297,700	335,100	356,400	399,400			
	92		297,900	335,500	356,700	399,800			
	93		298,300	335,800	357,100	400,200			
	94		298,500	336,000	357,400	•			
	95		298,700	336,400	357,700				
	96		299,000	336,700	358,000				
	97		299,400	336,900	358,300				
	98		299,700	337,200	358,700				
	99		299,900	337,500	359,100				
	100		300,200	337,800	359,500				
	101		300,500	338,000	360,000				
	102		300,700	338,300	360,400				
	103		301,000	338,700	360,900				
	104		301,300	338,900	361,300				
	105		301,600	339,100	361,800				
· '		1	,000	,±00	,			I .	

	令和	和4年12月2	3日	金曜日	愛	知県公	報	第366号	
	106			339,400					
	107			339,800					
	108			340,000					
	109			340,200					
	110			340,600					
	111			341,000					
	112			341,400					
	113			341,600					
再任 職員	·用 ·	193,200	220,500	249,300	263,100	288,900	330,500	373,800	436,700

備考 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する獣医師、薬剤師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第十 医療職給料表(三)(第四条関係)

職員の	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
区分	号 給	給 料 月 額	給 料 月 額					
	1	円 174,000	円 201,700	円 249,400	円 272,100	円 295,300	円 338,000	383,10
	2	175,400	203,700	251,300	273,000	297,000	340,200	385,70
	3	176,900	205,700	253,100	273,900	298,600	342,200	388,50
	4	178,400	207,700	255,000	274,800	300,400	344,500	391,20
	5	179,800	209,800	256,400	275,400	302,100	346,500	393,40
	6	181,400	211,900	257,700	276,400	303,900	348,700	395,90
	7	182,900	214,100	258,900	277,100	305,700	350,800	398,20
	8	184,400	216,300	260,200	278,000	307,400	353,000	400,60
	9	185,700	218,300	261,000	279,100	309,100	354,500	402,60
	10	187,400	219,800	261,900	279,800	310,800	356,600	404,80
	11	189,000	221,200	262,900	280,800	312,100	358,500	407,00
	12	190,600	222,400	263,700	281,800	313,400	360,600	409,40
	13	192,000	223,800	264,800	282,800	315,000	362,500	411,30
	14	194,000	225,300	265,800	283,900	316,600	364,600	413,40
	15	196,100	226,800	266,600	284,900	318,500	366,800	415,60
	16	198,100	228,000	267,600	286,000	320,300	368,800	417,90
	17	200,200	229,500	268,100	287,300	322,000	370,900	419,90
	18	202,200	231,000	269,000	288,600	323,700	372,900	422,20
	19	204,300	232,600	269,800	289,600	325,400	375,100	424,40
	20	206,300	234,100	270,600	290,800	327,200	377,200	426,60
	21	208,400	235,200	271,600	292,400	328,600	379,000	428,50
	22	210,300	237,000	272,300	294,000	330,100	381,100	430,50
	23	212,500	238,700	273,200	295,300	331,700	383,300	432,30
	24	214,600	240,300	274,000	296,700	333,200	385,300	434,30
	25	216,300	241,700	275,000	297,800	334,600	387,400	436,00
	26	217,600	243,400	275,900	299,400	336,100	389,000	437,70
	27	218,800	245,100	276,800	301,200	337,600	391,000	439,40
	28	220,200	246,900	277,800	302,700	339,300	392,900	441,00
	29	221,400	248,500	279,000	303,700	340,400	394,800	442,40
	30	222,500	250,000	280,300	305,200	341,900	396,500	443,70
	31	223,800	251,300	281,800	306,600	343,300	398,400	445,30
	32	225,000	252,400	283,100	308,100	344,900	400,300	446,90
	33	226,300	253,400	284,700	309,600	346,500	402,000	448,60
	34	227,600	254,600	286,100	311,100	348,100	403,800	450,30
	35	229,000	255,500	287,300	312,700	349,700	405,600	451,70
	36	230,300	256,500	288,600	314,400	351,200	407,300	453,10
	37	231,400	257,200	290,100	315,700	353,000	409,000	454,20
	38	232,900	258,300	291,300	317,100	354,600	410,700	455,60
	39	234,200	259,200	292,800	318,600	356,100	412,600	456,90
	40	235,600	260,200	294,000	320,200	357,800	414,400	458,30
	41	236,500	260,600	295,000	321,700	359,000	415,900	459,40
	42	238,000	261,500	296,300	323,200	360,600	417,500	460,10
	43	239,300	262,300	297,700	324,600	362,100	419,000	460,90
	44	240,700	263,100	299,100	326,100	363,500	420,400	461,50
	45	242,000	263,900	300,400	327,000	365,200	421,500	462,40
	46	243,400	264,600	301,900	328,400	366,200	422,600	463,20
	47	244,700	265,500	303,400	329,800	367,700	423,700	464,00
	48	246,100	266,300	304,900	331,400	369,000	425,000	464,80
	49	247,000	267,200	306,100	332,500	370,500	426,300	465,50

	令和	和4年12月23日		金曜日	愛知県	公 報	第366号	
	50	248,100	268,100	307,400	333,900	371,900	427,400	466,200
	51	249,100	269,000	308,600	335,300	373,200	428,600	466,900
	52	250,200	270,000	310,100	336,600	374,700	429,800	467,800
	53	250,900	271,200	311,500	338,000	376,200	431,000	468,600
	54	251,900	272,400	312,800	339,500	377,400	432,000	469,400
	55	252,800	273,700	314,300	340,900	378,600	433,200	470,100
	56	253,700	275,000	315,700	342,200	379,800	434,300	470,800
	57	254,500	276,500	316,500	343,100	380,900	435,400	471,700
	58	255,500	278,000	317,700	344,500	381,800	435,900	
	59	256,100	279,400	319,000	345,700	382,900	436,500	
	60	256,900	280,900	320,400	347,000	383,900	436,900	
	61	257,700	282,200	321,500	348,200	384,500	437,600	
	62	258,600	283,500	322,900	349,100	385,300	438,100	
	63	259,400	285,000	324,200	350,300	386,200	438,500	
	64	260,200	286,100	325,400	351,600	387,000	439,000	
	65	260,900	287,200	326,800	352,800	387,700	439,600	
	66	261,600	288,600	328,100	354,000	388,400	440,000	
	67	262,500	289,900	329,400	355,200	389,200	440,300	
	68	263,200	291,200	330,800	356,400	389,900	440,600	
	69	264,000	292,400	331,500	357,400	390,600	441,000	
	70	264,800	293,900	332,600	358,400	391,200	441,400	
	71	265,700	295,400	333,700	359,500	391,900	441,800	
	72	266,800	296,900	334,600	360,700	392,500	442,100	
	73	268,100	297,900	336,000	361,500	393,200	442,500	
	74	269,400	299,300	336,700	362,600	393,700	442,900	
	75	270,500	300,500	337,800	363,700	394,300	443,200	
	76	271,700	301,900	339,000	364,900	394,900	443,500	
	77	272,600	303,300	340,200	365,600	395,300	443,900	
	78	273,600	304,600	341,400	366,400	395,900	444,300	
	79	274,800	305,900	342,500	367,200	396,400	444,600	
	80	275,900	307,200	343,800	367,900	396,700	444,900	
	81	276,800	307,700	344,900	368,500	397,000	445,300	
再任用	82	277,700	308,900	346,000	369,000	397,500	445,700	
	83	278,700	310,100	347,000	369,700	397,900	446,100	
職員以	84	279,700	311,300	348,200	370,200	398,200	446,400	
外の職	85	280,500	312,400	349,100	370,800	398,500	446,800	
員	86	281,300	313,700	350,100	371,300	399,100	447,200	
	87	282,200	314,900	351,000	371,900	399,600	447,500	
	88	283,100	316,000	352,100	372,400	400,000	447,800	
	89	284,000	317,300	353,100	372,800	400,300	448,200	
	90	284,900	318,600	353,900	373,200	400,700	448,600	
	91	285,700	319,800	354,700	373,900	401,200	448,900	
	92	286,700	321,000	355,500	374,400	401,600	449,200	
	93	287,600	321,800	356,100	374,700	402,000	449,600	
	94	288,700	322,600	356,800	375,200		450,000	
	95 96	289,600	323,300	357,500	375,600		450,400	
	96 97	290,600	323,900	358,100	375,900		450,700	
		291,200	324,600	358,500	376,500		451,100	
	98	292,000	324,900	358,900	377,000			
	99	292,700	325,500	359,400	377,500			
	100	293,600	326,200	359,800	378,100			
	101	294,400	326,700	360,300	378,700			
	102	295,200	327,300	360,800	379,200			
	103	296,000	327,900	361,300	379,700			
	104	296,900	328,500	361,700	380,100			
<u> </u>	105	297,600	328,900	362,000	380,700			

令和	和4年12月23日		金曜日	愛 知 県	公 報	第366号	
106	298,100	329,400	362,500	381,200			
107	298,600	329,900	362,900	381,700			
108	299,100	330,400	363,200	382,300			
109	299,300	330,900	363,700	382,900			
110	299,600	331,300	364,200	383,300			
111	299,800	331,600	364,700	383,800			
112	300,200	331,900	365,300	384,300			
113	300,500	332,300	365,800	384,900			
114	300,700	332,700	366,300				
115	301,200	333,100	366,800				
116	301,500	333,400	367,200				
117	301,800	333,600	367,600				
118	302,100	333,900	368,000				
119	302,400	334,300	368,500				
120	302,800	334,500	369,000				
121	303,100	334,700	369,500				
122	303,500	335,100	370,000				
123	303,800	335,400	370,500				
124	304,200	335,700	371,000				
125	304,400	335,900	371,300				
126 127	304,600	336,200					
128	304,900	336,600					
129	305,400 305,600	336,800 337,000					
130	305,800	337,000					
131	306,300	337,600					
132	306,700	337,800					
133	306,900	338,100					
134	307,200	338,500					
135	307,600	338,900					
136	307,900	339,400					
137	308,100	339,700					
138	308,400	340,100					
139	308,800	340,500					
140	309,100	340,900					
141	309,400	341,200					
142	309,800	341,600					
143	310,200	341,900					
144	310,500	342,300					
145	310,700	342,600					
146	310,900	343,000					
147	311,200	343,400					
148	311,600	343,900					
149	311,800	344,200					
150	312,000	344,600					
151	312,300	345,000					
152	312,600	345,400					
153 154	313,000	345,700					
155	313,200 313,400						
156	313,400						
157	314,100						
158	314,100						
159	314,700						
160	315,000						
161	315,400						
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		ı İ	l		1	1

	令	和 4 年12月23	B	金曜日	愛 知 県	公 報	第366号	
	162	315,700						
	163	316,000						
	164	316,300						
	165	316,700						
	166	317,000						
	167	317,300						
	168	317,600						
	169	318,100						
再任用 職員		240,700	261,500	268,900	279,300	296,000	334,000	379,500

備考 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する保健師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

区分	号 給	給料月額	公平 日本				
			給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	円 169,000	円 210,000	円 204 100	円 205 200	円 226,000	271.00
	1	168,000	218,000	264,100	285,300	326,900	371,60
	2	169,300	219,800	265,600	286,700	329,100	374,30
	3	170,500	221,600	267,100	288,400	331,500	376,70
	4	171,700	223,300	268,600	289,700	333,700	379,40
	5	172,600	225,100	269,500	291,200	336,000	381,30
	6	174,200	226,900	270,800	293,200	338,000	383,90
	7	175,600	228,800	272,200	295,000	340,300	386,30
	8	177,000	230,500	273,500	297,100	342,500	388,80
	9	178,300	232,200	274,700	299,000	344,500	391,30
	10	179,700	233,800	275,900	301,100	346,700	394,00
	11	181,100	235,200	277,200	303,200	348,800	396,70
	12	182,600	236,600	278,100	305,300	351,000	399,50
	13	184,000	238,100	279,200	306,700	352,900	401,90
	14	185,300	239,700	280,600	309,000	354,900	404,30
	15	186,800	241,400	282,000	311,100	357,000	406,50
	16	188,100	243,000	283,400	313,200	359,000	409,00
	17	189,600	244,400	285,100	315,200	360,800	410,80
	18	191,200	246,100	286,900	317,200	362,800	412,90
	19	192,900	247,600	288,600	319,000	364,600	414,80
	20	194,500	249,100	290,100	320,700	366,600	416,70
	21	195,800	250,000	291,600	322,700	368,500	418,60
	22	197,400	251,300	293,500	324,800	370,500	420,50
	23	199,200	252,600	294,900	327,100	372,500	420,30
	24					l l	
		200,800	254,000	296,600	329,200	374,500	424,20
	25	202,400	255,300	298,300	331,300	376,500	426,10
	26	204,200	256,900	299,800	333,300	378,500	427,60
	27	206,000	258,500	301,600	335,500	380,500	429,20
	28	207,800	260,100	303,200	337,500	382,600	430,80
	29	209,600	261,500	304,300	339,400	384,100	432,40
	30	211,000	262,900	305,700	341,500	385,900	433,80
	31	212,600	264,000	307,200	343,400	387,800	435,10
	32	214,000	265,300	308,600	345,600	389,400	436,30
	33	215,200	266,600	310,200	347,200	391,300	437,60
	34	216,600	267,700	311,800	349,200	392,700	438,90
	35	217,900	269,000	313,300	351,000	394,200	440,20
	36	219,000	270,000	315,000	353,000	395,900	441,40
	37	220,300	271,300	316,500	354,200	397,300	442,70
	38	221,700	272,500	318,100	356,100	398,500	443,50
	39	223,100	273,700	319,500	358,100	399,800	444,30
	40	224,600	274,900	321,100	359,900	400,900	445,10
	41	225,600	276,400	322,500	361,900	402,000	445,70
	42	226,800	277,900	324,100	363,700	403,300	446,50
	43	227,900	279,400	325,600	365,600	404,500	447,20
	44	229,200	280,900	327,200	367,300	405,600	447,90
	45	230,000	282,500	328,200	369,200	406,300	448,70
	46	230,000	284,100	329,400	370,600	407,000	449,50
	47		1			l l	
		232,000	285,600	330,600	372,100	407,800	449,90
	48 49	233,000 233,700	287,100 288,600	331,900 332,900	373,600 374,600	408,500 409,100	450,70 451,20

50		令	和4年12月23日	金曜日	愛	知県公報	第366号	
1		50	234,600	290,000	333,900	375,700	409,700	451,600
1		51	235,700	291,500	334,800	376,800	410,200	452,000
53		52	236,500	292,900	335,900	378,000	410,600	452,400
556 239,300 297,800 339,100 331,100 412,200 453,800 577 240,100 299,200 339,100 332,000 412,200 442,200 444,200 58 240,800 300,800 340,300 382,000 412,200 444,200 445,700 59 241,700 302,200 340,900 338,300 412,200 445,700 445,700 465,000 60 242,400 303,700 341,400 384,400 413,200 455,900 455,800 62 243,800 306,400 342,700 386,000 413,800 415,500 455,800 65 244,400 307,600 342,700 386,000 414,400 414,400 414,400 66 244,400 307,600 342,700 386,000 414,700 415,800 66 244,800 311,500 344,700 389,000 415,500 66 244,800 311,600 344,200 388,400 414,700 66 246,800 311,400 344,200 388,400 415,500 66 249,800 314,400 344,700 389,000 415,500 66 249,800 314,400 344,700 389,000 415,500 66 249,800 314,400 344,700 389,000 415,500 66 249,800 314,400 345,700 389,900 415,500 66 249,800 314,400 345,700 339,900 415,500 67 255,300 315,400 346,200 399,100 416,500 70 255,300 318,400 346,200 399,100 416,500 416,500 71 251,800 317,100 346,500 399,100 416,500 416,500 77 255,200 321,700 347,900 399,300 417,000		53	237,000	294,100	336,800	378,900	411,000	452,800
566		54	238,100	295,200	337,500	379,500	411,300	453,200
57		55	238,700	296,400	338,300	380,300	411,600	453,600
58		56	239,300	297,800	339,100	381,100	412,000	453,900
日本		57	240,100	299,200	339,800	382,000	412,300	454,200
日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日			240,800	300,600		382,800	412,600	454,700
61 243,200 304,800 341,900 385,300 413,500 455,600 62 244,800 306,400 342,700 386,800 413,800 414,100 63 244,900 307,600 342,700 386,800 414,400 414,100 65 245,800 310,300 343,300 387,500 414,400 415,000 66 246,800 311,000 344,200 388,400 415,500 415,500 66 246,800 311,000 344,200 388,400 415,500 415,500 68 247,800 312,700 344,700 389,900 415,500 68 248,700 314,100 345,200 389,900 415,500 70 259,900 315,900 346,200 399,900 415,500 416,500 70 259,900 315,900 346,600 391,500 416,500 71 252,500 318,400 347,100 392,100 416,800 72 252,500 319,700 347,300 392,500 417,500 72 255,500 319,700 347,300 392,500 417,500 75 255,500 321,100 348,400 393,700 417,800 75 255,500 321,100 348,400 393,700 417,800 75 255,500 321,100 349,800 394,300 417,800 78 257,800 323,300 349,800 394,300 418,800 78 257,800 323,300 349,800 395,300 418,800 78 258,800 324,000 355,100 395,800 418,800 81 260,500 325,000 351,000 395,800 418,800 81 260,500 325,000 351,000 395,800 418,800 82 261,100 255,800 325,000 351,000 397,700 419,800 82 261,100 325,000 351,000 397,700 419,800 82 261,000 325,000 351,000 397,000 419,800 82 261,000 325,000 351,000 397,300 419,800 85 263,400 325,900 353,500 398,800 419,800 92 268,900 327,400 355,500 399,200 88 265,800 327,400 355,500 399,200 359,800 419,800 99 267,300 328,600 335,100 399,200 99 268,900 329,200 354,800 400,000 99 268,900 329,200 354,800 400,000 99 268,900 329,200 354,800 400,000 99 268,900 329,200 354,800 400,000 99 268,900 329,200 354,800 400,000 99 268,900 329,200 354,800 400,000 99 271,000 330,800 99 273,000 332,000 300,000 99 273,000 332,000 300,000 99 273,000 332,000 300,000 99 273,000 332,000 300,000 99 273,000 332,000 300,000 99 273,000 332,000 300,000 99 273,000 332,000 300,000 99 273,000 332,000 300,000 99 273,000 332,000 300,000 99 273,000 332,000 300,000 99 273,000 332,000 300,000 99 273,000 332,000 300,000 99 273,000 332,000 300,000 99 273,000 332,000 300,000 99 273,000 332,000 99 273,000 332,000 99 273,000 332,000 100 274,100 332,000 100 274,100 332,000 100 275,100 333,000 100 100 275,100 3			241,700		340,900	383,600	412,900	455,000
62								
63							l l	455,600
64						I	l l	
65						I		
66 246,800 311,600 344,200 388,400 415,000 67 247,800 312,700 344,700 389,000 415,500 68 248,700 314,100 345,200 389,000 415,500 69 249,800 314,800 345,700 380,100 415,800 70 250,900 315,900 346,200 390,900 416,200 71 251,800 317,100 346,600 391,500 416,500 72 252,800 318,400 347,100 392,100 416,800 72 252,800 319,700 347,300 392,500 417,000 73 253,100 319,700 347,300 392,500 417,000 73 253,100 319,700 347,300 392,500 417,000 75 255,200 321,100 348,400 393,700 417,800 75 255,200 321,100 348,900 394,300 417,800 77 256,800 321,700 348,900 394,300 417,800 77 256,800 322,600 349,200 395,300 418,800 78 257,800 324,000 350,100 395,800 418,800 80 259,800 324,700 350,500 396,400 418,800 81 260,800 325,000 350,100 396,400 418,800 81 260,800 325,000 350,100 397,300 419,300 82 261,100 325,300 351,000 397,300 419,300 82 261,100 325,300 351,000 397,300 419,300 82 261,100 325,300 351,000 397,300 419,300 82 261,100 325,300 351,000 397,300 419,300 85 263,400 326,700 352,300 398,300 419,300 85 263,400 326,700 352,300 398,300 419,300 85 263,400 326,700 352,300 398,300 420,000 86 264,200 327,700 352,300 398,300 420,000 90 267,300 328,800 354,200 398,300 420,000 90 267,300 328,800 354,200 399,200 90 267,300 338,800 399,200 90 267,300 338,800 354,000 399,200 90 267,300 338,800 399,200 96 271,300 330,300 97 272,000 330,300							·	
67						I		
68						I		
69							l l	
70 250,900 315,900 346,200 390,900 416,200 416,500 71 251,800 317,100 346,600 391,500 416,500 416,500 317,700 326,500 392,500 417,000 392,100 417,000 392,100 417,300 392,500 417,000 392,100 417,300 392,500 417,000 347,300 392,500 417,000 347,300 392,500 417,000 347,300 392,500 417,000 347,300 392,500 417,500 417,500 321,100 348,400 393,700 417,500 417,500 321,700 348,900 394,300 417,500 417,500 322,500 322,600 349,200 394,800 418,000 394,300 418,000 395,300 418,300 395,500 395,500 322,600 322,600 350,100 395,800 418,600 325,900 324,700 350,500 396,400 418,800 418,800 81 260,500 325,000 350,700 396,900 419,000 82 261,100 325,300 351,000 397,300 419,000 82 261,100 325,300 351,000 397,300 419,800 84 262,800 326,200 351,900 397,700 419,600 84 262,800 326,200 351,900 398,100 419,800 85 263,400 327,700 352,000 398,500 420,000 86 264,200 327,400 353,100 398,800 420,000 86 264,200 327,400 353,100 398,800 399,400 90 267,300 328,600 384,200 399,400 90 267,300 328,600 384,200 399,700 91 268,100 328,900 354,600 400,000 92 268,900 329,200 354,800 400,200 99 273,400 332,000 354,800 400,000 99 273,400 332,000 354,800 400,000 99 273,400 332,000 354,800 400,000 99 273,400 332,000 354,800 400,000 99 273,400 332,600 399,700 400,400 99 273,400 332,600 399,700 400,400 99 273,400 332,600 399,700 400,400 99 273,400 332,600 392,000 354,800 400,000 99 273,400 332,600 392,000 354,800 400,000 99 273,400 332,600 392,000 354,800 400,000 99 273,400 332,600 392,000 354,800 400,000 99 273,400 332,600 392,000 354,800 400,000 99 273,400 332,600 392,000 354,800 400,000 99 273,400 332,600 392,000 354,800 400,000 99 273,400 332,600 392,000 354,800 400,000 99 273,400 332,600 392,000 354,800 400,000 99 273,400 332,600 392,000 354,800 400,000 99 273,400 332,600 332,600 392,000 334,800 400,000 99 273,400 332,600 332,600 392,000 334,800 400,000 99 273,400 332,600 332,600 300,000 90 274,100 332,400 100 274,100 332,400 100 274,100 332,400 100 274,100 332,400 100 274,100 332,400 100 274,100 332,400 100 274,100 333,500 100 275,600 333,500 100 276,600 333								
日本日本						I		
日本日本						I		
再任用 74 254,200 320,400 347,300 392,500 417,000 日 75 255,200 321,100 348,400 393,100 417,300								
再任用 74 254,200 320,400 347,900 393,100 417,300 341,755 255,200 321,100 348,400 393,700 417,600 321,700 348,900 394,300 417,800 321,700 348,900 394,300 417,800 321,700 322,600 322,600 394,300 418,800 394,300 418,800 394,300 418,800 394,300 418,800 394,300 418,800 395,300 418,800 325,800 324,000 350,100 395,300 418,800 80 259,600 324,700 350,500 396,400 418,800 81 260,500 325,000 350,700 396,900 419,000 82 261,100 325,300 351,500 397,300 419,800 83 261,900 325,900 351,500 397,700 419,600 84 262,800 326,700 352,600 398,100 419,800 85 263,400 326,700 352,500 398,300 420,000 887 264,900 327,400 353,100 398,800 88 266,800 327,000 352,600 398,800 88 266,800 327,000 353,500 399,400 90 267,300 328,600 354,800 400,000 92 266,900 329,200 354,800 400,000 92 266,900 329,200 354,800 400,000 992 266,900 329,200 354,800 400,000 992 266,900 329,200 354,800 400,000 995 270,500 330,100 995 270,500 330,300 966 271,300 330,300 966 271,300 330,300 966 271,300 330,300 977 272,000 330,100 995 270,500 330,300 996 273,400 332,000 100 274,100 332,400 101 274,600 332,600 102 275,500 332,900 100 274,100 332,400 101 274,600 332,600 102 275,500 333,200 103 275,600 332,200 103 275,600 332,200 103 275,600 332,200 103 275,600 332,200 103 275,600 332,200 103 275,600 332,200 103 275,600 332,200 103 275,600 332,200 103 275,600 332,200 103 275,600 332,200 103 275,600 333,200 104 276,100 332,900 103 275,600 333,200 104 276,100 332,900 103 275,600 333,200 104 276,100 332,900 104 276,100 333,500						I		
職員以 76 255,200 321,100 348,400 393,700 417,600						I		
職員以 76 256,000 321,700 348,900 394,300 417,800 418,000 78 257,800 323,000 349,600 395,300 418,000 418,000 395,300 418,000 395,300 418,000 395,300 418,000 395,300 418,000 395,300 418,000 395,300 418,000 395,800 418,600 395,300 418,600 395,300 418,600 395,300 418,600 395,300 418,600 395,300 418,600 395,300 418,600 395,300 418,600 395,300 418,600 395,300 418,600 395,300 419,000 325,000 350,700 396,400 419,000 325,300 351,500 397,300 419,300 397,300 419,300 395,300 419,800 385 263,400 326,200 351,500 397,700 419,600 385 263,400 326,200 351,500 398,500 419,800 385 263,400 326,200 352,300 398,300 419,800 385 263,400 327,400 352,300 398,500 398,800 386 264,200 327,400 353,500 399,200 389,800 399,400 90 267,300 328,200 353,800 399,400 90 267,300 328,200 354,200 399,400 399,400 90 267,300 328,600 354,200 399,700 400,000 92 268,900 329,700 355,100 400,400 95 270,500 330,300 96 271,300 330,800 97 272,000 330,300 96 271,300 330,300 96 271,300 330,300 97 272,000 331,600 99 273,400 332,400 101 274,600 332,400 102 275,100 332,900 102 275,100 332,900 103 275,600 333,200 102 275,100 332,900 103 275,600 333,300 102 275,600 3	冉任用	75						
大子の神殿	職員以	76						
T8		77	256,800	322,600	349,200	394,800	418,000	
80		78	257,800	323,300	349,600	395,300	418,300	
81 260,500 325,000 350,700 396,900 419,000 82 261,100 325,300 351,000 397,300 419,300 83 261,900 325,900 351,500 397,700 419,600 84 262,800 326,200 351,900 398,100 419,800 85 263,400 326,700 352,300 398,300 420,000 86 264,200 327,000 352,600 398,500 87 264,900 327,700 353,100 398,800 88 265,800 327,700 353,500 399,200 89 266,400 328,200 353,800 399,400 90 267,300 328,600 354,200 399,700 91 268,100 328,900 354,600 400,000 92 268,900 329,200 354,800 400,200 93 269,300 330,100 400,400 95 270,500 330,300 400,400 96 271,300 332,400 100 274,100 332,400	員	79	258,800	324,000	350,100	395,800	418,600	
82 261,100 325,300 351,000 397,300 419,300 83 261,900 325,900 351,500 397,700 419,600 84 262,800 326,200 351,900 398,100 419,800 85 263,400 326,700 352,300 398,300 420,000 86 264,200 327,000 352,600 398,500 87 264,900 327,400 353,100 398,800 88 265,800 327,700 353,500 399,200 89 266,400 328,200 353,800 399,400 90 267,300 328,600 354,200 399,700 91 268,100 328,900 354,600 400,000 92 268,900 329,200 354,800 400,200 93 269,300 329,700 355,100 400,400 94 270,000 330,300 400,400 98 272,700 331,600 99 273,400 332,600 100 274,100 332,600 102		80	259,600	324,700	350,500	396,400	418,800	
83 261,900 325,900 351,500 397,700 419,600 84 262,800 326,200 351,900 398,100 419,800 85 263,400 326,700 352,300 398,300 420,000 86 264,200 327,000 352,600 398,500 87 264,900 327,400 353,100 398,800 88 265,800 327,700 353,500 399,200 89 266,400 328,200 353,800 399,400 90 267,300 328,600 354,200 399,700 91 268,100 328,900 354,600 400,000 92 268,900 329,200 354,800 400,200 93 269,300 329,700 355,100 400,400 94 270,500 330,300 400,400 96 271,300 330,800 97 272,000 331,600 99 273,400 332,400 100 274,100 332,400 100 275,100 332,900 103 275,600 333,500 </td <td></td> <td></td> <td>260,500</td> <td>325,000</td> <td>350,700</td> <td></td> <td>419,000</td> <td></td>			260,500	325,000	350,700		419,000	
84 262,800 326,200 351,900 398,100 419,800 85 263,400 326,700 352,300 398,300 420,000 86 264,200 327,000 352,600 398,500 87 264,900 327,400 353,100 398,800 88 265,800 327,700 353,500 399,200 89 266,400 328,200 353,800 399,400 90 267,300 328,600 354,200 399,700 91 268,100 328,900 354,600 400,000 92 268,900 329,200 354,800 400,200 93 269,300 329,700 355,100 400,400 94 270,000 330,100 30,800 96 271,300 330,800 97 272,000 331,600 99 273,400 332,400 101 274,600 332,600 102 275,100 332,900 103 275,600 333,200 104 276,100 333,500							l l	
85 263,400 326,700 352,300 398,300 420,000 86 264,200 327,000 352,600 398,500 87 264,900 327,400 353,100 398,800 88 265,800 327,700 353,500 399,200 89 266,400 328,200 353,800 399,400 90 267,300 328,600 354,200 399,700 91 268,100 328,900 354,600 400,000 92 268,900 329,200 354,800 400,200 93 269,300 329,700 355,100 400,400 94 270,000 330,300 400,400 95 270,500 330,300 96 271,300 330,800 97 272,000 331,600 99 273,400 332,000 100 274,100 332,000 102 275,100 332,900 103 275,600 333,200 104 276,100 333,500							l l	
86 264,200 327,000 352,600 398,500 87 264,900 327,400 353,100 398,800 88 265,800 327,700 353,500 399,200 89 266,400 328,200 353,800 399,400 90 267,300 328,600 354,200 399,700 91 268,100 328,900 354,600 400,000 92 268,900 329,200 354,800 400,200 93 269,300 329,700 355,100 400,400 94 270,000 330,300 355,100 400,400 95 270,500 330,300 331,200 400,400 98 272,700 331,600 32,400 400,400 100 274,100 332,400 400,400 400,400 101 274,600 332,600 400,400 400,400 103 275,600 333,200 400,400 400,400						I		
87 264,900 327,400 353,100 398,800 88 265,800 327,700 353,500 399,200 89 266,400 328,200 353,800 399,400 90 267,300 328,600 354,200 399,700 91 268,100 328,900 354,600 400,000 92 268,900 329,200 354,800 400,200 93 269,300 329,700 355,100 400,400 94 270,000 330,100 355,100 400,400 95 270,500 330,300 36,600 400,400 98 272,700 331,600 32,400 32,400 100 274,100 332,400 32,400 32,500 102 275,100 332,900 333,200 333,200 103 275,600 333,500 333,500							420,000	
88 265,800 327,700 353,500 399,200 89 266,400 328,200 353,800 399,400 90 267,300 328,600 354,200 399,700 91 268,100 328,900 354,600 400,000 92 268,900 329,200 354,800 400,200 93 269,300 329,700 355,100 400,400 94 270,000 330,100 355,100 400,400 95 270,500 330,300 30,800 97 272,000 331,200 98 272,700 331,600 99 273,400 332,400 100 274,100 332,400 101 274,600 332,600 102 275,100 332,900 103 275,600 333,200 104 276,100 333,500 333,500 333,500 333,500 333,500			· ·					
89 266,400 328,200 353,800 399,400 90 267,300 328,600 354,200 399,700 91 268,100 328,900 354,600 400,000 92 268,900 329,200 354,800 400,200 93 269,300 329,700 355,100 400,400 94 270,000 330,100 355,100 400,400 95 270,500 330,300 96 271,300 330,800 97 272,000 331,600 99 273,400 332,000 100 274,100 332,400 101 274,600 332,600 102 275,100 332,900 103 275,600 333,200 104 276,100 333,500 104 276,100 333,500						I		
90						I		
91 268,100 328,900 354,600 400,000 92 268,900 329,200 354,800 400,200 93 269,300 329,700 355,100 400,400 94 270,000 330,100 95 270,500 330,300 96 271,300 330,800 97 272,000 331,200 98 272,700 331,600 99 273,400 332,000 100 274,100 332,400 101 274,600 332,600 102 275,100 332,900 103 275,600 333,500 104 276,100 333,500						I		
92 268,900 329,200 354,800 400,200 93 269,300 329,700 355,100 400,400 94 270,000 330,100 95 270,500 330,300 96 271,300 330,800 97 272,000 331,200 98 272,700 331,600 99 273,400 332,000 100 274,100 332,400 101 274,600 332,600 102 275,100 332,900 103 275,600 333,200 104 276,100 333,500						I		
93								
94 270,000 330,100 95 270,500 330,300 96 271,300 330,800 97 272,000 331,200 98 272,700 331,600 99 273,400 332,000 100 274,100 332,400 101 274,600 332,600 102 275,100 332,900 103 275,600 333,200 104 276,100 333,500								
95 270,500 330,300 96 271,300 330,800 97 272,000 331,200 98 272,700 331,600 99 273,400 332,000 100 274,100 332,400 101 274,600 332,600 102 275,100 332,900 103 275,600 333,200 104 276,100 333,500					, i	´		
96 271,300 330,800 97 272,000 331,200 98 272,700 331,600 99 273,400 332,000 100 274,100 332,400 101 274,600 332,600 102 275,100 332,900 103 275,600 333,200 104 276,100 333,500				1				
98 272,700 331,600 99 273,400 332,000 100 274,100 332,400 101 274,600 332,600 102 275,100 332,900 103 275,600 333,200 104 276,100 333,500								
99 273,400 332,000 100 274,100 332,400 101 274,600 332,600 102 275,100 332,900 103 275,600 333,200 104 276,100 333,500		97	272,000	331,200				
100 274,100 332,400 101 274,600 332,600 102 275,100 332,900 103 275,600 333,200 104 276,100 333,500			272,700	331,600				
101 274,600 332,600 102 275,100 332,900 103 275,600 333,200 104 276,100 333,500		99	273,400	332,000				
102 275,100 332,900 103 275,600 333,200 104 276,100 333,500				I				
103 275,600 333,200 104 276,100 333,500								
104 276,100 333,500								
105 276,300 333,900								
		105	276,300	333,900			I	I

令	和4年12月23日	金曜日	愛	知県	以 報	第366	号
106	276,500	334,100					
107	276,800	334,400					
108	277,100	334,800					
109	277,500	335,300					
110	277,800	335,600					
111	278,200	336,000					
112	278,500	336,300					
113	278,800	336,600					
114	279,100	337,000					
115	279,400	337,300					
116	279,900	337,500					
117	280,200	337,700					
118	280,500	338,000					
119	280,900	338,400					
120	281,300	338,800					
121	281,500	339,000					
122	281,700						
123	282,100						
124	282,400						
125	282,600						
126	282,900						
127	283,300						
128	283,800						
129	284,000						
130	284,400						
131	284,800						
132	285,100						
133	285,300						
134	285,600						
135	286,000						
136	286,300						
137	286,500						
138	286,800						
139	287,100						
140	287,400						
141	287,600						
142	287,800						
143	288,100						
144	288,400						
145	288,800						
146	289,000						
147	289,300						
148	289,600						
149	289,900						
150	290,100						
151	290,400						
152	290,400						
153	290,900						
再任用		246 800	261 400		202 200	222 700	265 40
職員	206,300	246,800	261,400		295,300	322,700	365,40

備考 この表は、児童福祉施設等で人事委員会規則で定めるもの(以下「児童福祉施設等」という。)に勤務し、入所者の指導、保育、介護等の業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第二条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十三年愛知県条例第六十三号)の一

部を次のように改正する。

第五条第一項の表を次のように改める。

給料月額	E	407,000	466,000	528,000	610,000	709,000	809,000
号		1	2	3	4	2	9

第五条第二項の表を次のように改める。

給料月額	E	339,000	375,000	403,000
中然			2	3

第六条第二項中「百分の百六十二・五」を「百分の百六十五」に改める。

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第三条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年愛知県条例第五十八号)の一部

を次のように改正する。

第七条第一項の表を次のように改める。

 \mathbb{E} 額 432,000 483,000 545,000 622,000 727,000 849,000 \blacksquare 菜 ෞ 箈 1 2 2 2 2 7 4 4 5 5 7

翌 宝

第九条第二項中「百分の百六十二・五」を「百分の百六十五」に改める。

(発行型口染)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 冬倒第九条第二項の改正規定に限る。)による改正後の任期付職員条例の規定は同年六月一日か項の改正規定に限る。)による改正後の任期付研究員条例の規定及び第三条の規定(任期付職員正規定に限る。)による改正後の給与条例の規定、第二条の規定(任期付研究員条例第六条第二期付職員条例の規定は令和四年四月一日から、第一条の規定(給与条例第二十一条第二項の改条例(以下「任期付職員条例」という。) 第九条第二項の改正規定を除く。) による改正後の任為改正後の任期付研究員条例の規定及び第三条の規定(一般職の任期付職員の採用等に関する改正規定を除く。)による改正後の組定及び第三条の規定(一般職の任期付職員の採用等に関する第に関する条例(以下「任期付研究員条例」という。) 第六条第二項の改正規定を除く。) による改正後の結与条例の規定、第二条の規定(一般職の任期付研究員の採用正規定を除く。)による改正後の結与条例の規定、第二条の規定(一般職の任期付研究員の採用

(給与の内払)

の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。後の給与条例、第二条の規定による改正後の合物与条例、第二条の規定による改正後の任期付研究員条例又は第三条の規定による改正正前の任期付職員条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ第一条の規定による改正改正前の結与条例、第二条の規定による改正前の任期付研究員条例又は第三条の規定による改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第一条の規定による。第一条の規定による改正後の結与条例、第二条の規定による改正後の任期付研究員条例又は

(人事委員会規則への委任)

4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

愛知県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令在四年十11月11十111日

愛知県知事 大 村 秀 章

愛知県条例第五十六号

愛知県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

改正する。愛知県公営企業の設置等に関する条例(昭和五十五年愛知県条例第三号)の一部を次のように

一条の次に次の一条を加える。第十二条中「水道料金等」を「、水道料金等又は手数料」に改め、同条を第十三条とし、第十

(卅数萃)

八条第二項において準用する場合を含む。)の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関す第十二条 個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)第百十五条 (同法第百十

る契約を締結する者は、別表第五に定める額の手数料を、管理者の指定する日までに納付しな ければならない。

- 2 行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第三十八条第一項の規定による交付を受け る審査請求人又は参加人は、別表第六に定める額の手数料を、その申請の都度又は管理者の指 定する日までに納付しなければならない。
- ⑤ 管理者は、貧困、災害その他特別の理由がある者に対しては、別表第五に規定する手数料の
- 全部若しくは一部を免除し、又はその徴収を延期することができる。
- 4 行政不服審査法第三十八条第一項の規定による交付を行う者は、貧困その他特別の理由がある。 る者に対しては、別表第六に規定する手数料の全部又は一部を免除することができる。
- ら納付された手数料は、還付しない。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは、そ の全部又は一部を還付することができる。

別表第三中「平成三十七年度」を「今和七年度」に改める。

別表第四の次に次の二表を加える。

別表第五 (第十二条関係)

名 称手数料の	1×1		尔)	垣	手数	菜 (油	位田	(2)
广	する契約。定により、	を締結する者 行政機関等匿名加工情報の保護に関する法律第1	乗の利用に関日十五条の規	年にし	7 470	二 一をにこ場の対象加 五ま要加 加掲一台にこらまし託工行○です工行算げ、に対しまないます。	吹くを肩攻してき肩及り 委士受報機 と時報機た額 許文はの閏 に間の関縮の	を払た作等 三一作等 すう者成匿 一時成匿	額にの名 九間に名 額
供工等 手情匿ī 数報名? 料提名加	て頃八律関準に条第9用お第百名	者報の利用に関する契約により当該行政機関策いて連用する場合を会けて連用する場合を会す五条(同法第百十八名	7匿名加工情点が、の規定。	1年にし	7 110		1 ′	1<0	
	結契に報名機よの百るす約関の加関り規十同るをす利工等行定五法者統名用情匿政に条第	か の釣の抽		年にし	7 #U	のい付約報政のす価 額手しをの機規る人 数な締利関定法情 料は発用等に争超	たさる西からなりのというとの関われる国をといるといるといるといるといるといるといるといるといるといるといるといるといると	な者がいながらなるというない。	な納契情行

別表第六 (第十二条関係)

11114 + 127271 亚唯日 2111 2111 2111 2111	令和4年12月23日	金曜日	愛知県公報	第366号
--	------------	-----	-------	-------

名 称手数料の	M	尔)	手 数	(単位円)料の額
で り き り い 等 関 (等 類	日票		一枚につき		10
料及付手数	ポルー		一枚につき		110

備考 用紙の両面に印刷された写し等を交付する場合については、片面を一枚として計算する。

三 圣

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第十一条の次に一条を加える改正規定中第十二 条第一項及び第三項に係る部分並びに別表第四の次に二表を加える改正規定中別表第五に係る部 分は、今和五年四月一日から施行する。

愛知県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

◆在四年十11月11十111日

愛知県知事 大 村 秀 章

愛知県条例第五十七号

愛知県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

愛知県病院事業の設置等に関する条例(昭和四十一年愛知県条例第三十六号)の一部を次のよ

うに改正する。

第八条第七項中「第四項」を「第六項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第六項を同条第

九項とし、同条第五項に次のただし書を加える。

ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することがで

HU NO°

第八条第五項を同条第八項とし、同条第四項中「手数料 | の下に「(別表第五に規定する手数料

を除く。)」を加え、同項を同条第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

- ト 行政不服審査法第三十八条第一項の規定による交付を行う者は、貧困その他特別の理由があ る者に対しては、別表第五に規定する手数料の全部又は一部を免除することができる。
 - 第八条第三項の次に次の二項を加える。
- 4 個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)第百十五条(同法第百十八条第 二項において準用する場合を含む。)の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約 を締結する者は、別表第四に定める額の手数料を、管理者の指定する日までに納付しなければ ならない。
- ら 行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第三十八条第一項の規定による交付を受け る審査請求人又は参加人は、別表第五に定める額の手数料を、その申請の都度又は管理者の指 定する日までに納付しなければならない。

別表第三の次に次の二表を加える。

別表第四 (第八条関係)

名 称手数料の	M		农	油 乜		#	数	() ()	位田	(2)
(大) 数数数 图	定により	を締結する者 行政機関等匿名加工情の保護に関する法律第		1年770	HU		合当し託工行○です工行算げ、 に該っを情政円ごる情政しる○	委 ¹ 受報機 と時報機た額 託六けの関 に間の関額の	を払た作等 こ一作等 よう老は また	九間に名類
供工等手術 医复数粉粉	て項八律関の個 準に条第す保人 用お第百る護情 すい二十法に報	治 報の利用に関する契約 により当該行政機関策 いて準用する場合を会 十五条(同法第百十八) 個人情報の保護に関す	をを配する。 を関する。 を関する。 を対しる。 には、 には、 には、 には、 には、 には、 には、 には、	一年にひ	HU		1	1 ′	1<0	
	結契に報名機よの百る、 す約関の加関り規十同 るをす利工等行定五法月 者締る用情匿政に条第「	その他の若		年にし	HU	のい付約報政のす個 額手しをの機規る人	数な締利関定法情料け続用等に律報	ווים אנ	r. 1 1 -	1 JV

別表第五 (第八条関係)

名称手数料の	M	尔	涆	位	#	数	菜 (油:	当田 う :	(額
が が い が 発 事 は 発 は が が が が が が が が が が が が が が が が が	白黒		枚に	nth∪				1 (
料交付手数	セシー		枚に	D#U				1 10	\bigcirc

備考用紙の両面に印刷された写し等を交付する場合については、片面を一枚として計算する。

三 圣

年四月一日から施行する。 条第四項に係る部分及び別表第三の次に二表を加える改正規定中別表第四に係る部分は、令和五この条例は、公布の日から施行する。ただし、第八条第三項の次に二項を加える改正規定中同

ヤードにおける盗難自動車の解体の防止に関する条例の一部を改正する条例をここに公布す

 ω_{\circ}

今在四年十11月11十111日

愛知県知事 大 村 秀 章

愛知県条例第五十八号

ヤードにおける盗難自動車の解体の防止に関する条例(令和元年愛知県条例第三十六号)の一ヤードにおける盗難自動車の解体の防止に関する条例の一部を改正する条例

部を次のように改正する。ヤードにおける盗難自動車の解体の防止に関する条例(令和元年愛知県条例第三十六号)の

「受け、当該書類に記載された事項」に改める。れ、又は記録された事項」に改め、同条第二項中「、委任状」を「委任状」に、「受ける方法」を第六条第一項中「、当該各号」を「当該各号」に、「受ける方法」を「受け、当該書類に記載さ

温 宝

この条例は、今和五年一月一日から施行する。